

# 特定個人情報保護評価書(全項目評価書)

評価書番号	評価書名
2	個人住民税に関する事務 全項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

長野市は、個人住民税に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

長野市長

## 個人情報保護委員会 承認日【行政機関等のみ】

## 公表日

令和3年8月2日

## 項目一覧

I 基本情報
(別添1) 事務の内容
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目
III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策
IV その他のリスク対策
V 開示請求、問合せ
VI 評価実施手続
(別添3) 変更箇所



2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム

システム1	
①システムの名称	個人住民税システム
②システムの機能	<p>システムの主な機能は以下のとおりである。</p> <p>1. 課税準備事務向け機能                      (1)新年度個人基本作成機能                      既存住基システムからその年の1月1日時点のデータを抽出し、新年度の住民税の個人基本情報を作成する。</p> <p>2. 課税資料受付事務向け機能                      (1)資料登録機能                      提出された資料情報を登録し、特定個人情報により課税対象者情報との照合、記載内容のチェックを行う。</p> <p>(2)課税原票管理システムへの連携                      帳票イメージを登録するための電子ファイルを作成する。</p> <p>(3)住登外課税通知書作成機能                      住登外課税者を対象に、住登外課税通知書(地方税法第294条第3項通知)及び対象者一覧を作成する。</p> <p>3. 課税決定事務向け機能                      (1)資料併合機能                      登録した各種課税資料を特定個人情報により個人単位に併合し、課税根拠となる情報(併合結果資料)を作成する。</p> <p>(2)当初課税データ作成機能                      資料併合結果を基に住民税計算を行い、課税データを作成する。</p> <p>(3)当初税額通知書作成機能                      当初税額通知書に関する帳票を作成する。</p> <p>(4)他システム用連携ファイル作成機能(当初用)                      当初分の庁内連携システム及び中間サーバー向けの連携ファイルを作成する。                      公的年金からの特別徴収者を対象に年金保険者への依頼用送信ファイルを作成する。</p> <p>4. 課税更正事務向け機能                      (1)変更通知書作成機能                      所得・税額等に変更があった対象者分の変更通知書を作成する。</p> <p>(2)他システム用連携ファイル作成機能(変更分)                      変更分の庁内連携システム及び中間サーバー向けの連携ファイルを作成する。                      公的年金からの特別徴収者を対象に年金保険者への特別徴収停止依頼用送信ファイルを作成する。</p> <p>5. 調査事務向け機能                      (1)扶養調査機能                      扶養関連情報が未特定の対象者について、扶養親族確認書を作成する。                      他市町村に居住している被扶養者を対象に他市町村宛所得照会を作成する。</p> <p>(2)税務署通知作成機能                      調査及び控除否認等をした者を対象に扶養是正情報データを作成する。</p> <p>6. その他機能                      (1)課税内容証明書(所得証明書)の発行                      課税内容証明書(所得証明書)を発行する。</p>
③他のシステムとの接続	<p>[ ] 情報提供ネットワークシステム                      [ ○ ] 庁内連携システム</p> <p>[ ] 住民基本台帳ネットワークシステム              [ ○ ] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[ ] 宛名システム等    [ ] 税務システム</p> <p>[ ○ ] その他 ( 税宛名システム、課税原票管理システム、国税連携支援システム )</p>



システム5	
①システムの名称	国税連携システム(eLTAX)
②システムの機能	1. 国税庁から、一般社団法人地方税電子化協議会が運営管理する地方税ポータルセンタ(eLTAX)を通じて、確定申告書、法定調書等を受領する。 2. 地方税ポータルセンタ(eLTAX)を通じて、扶養是正情報等を国税庁に送付する。 3. 市町村から他の市町村に対して、確定申告書等データを回送する。
③他のシステムとの接続	[ ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 庁内連携システム [ ] 住民基本台帳ネットワークシステム [ ] 既存住民基本台帳システム [ ] 宛名システム等 [ ] 税務システム [ ] その他 ( )
システム6～10	
システム6	
①システムの名称	審査システム(eLTAX)
②システムの機能	1. 給与・公的年金等の支払いをする者から、一般社団法人地方税電子化協議会が運営管理する地方税ポータルセンタ(eLTAX)を通じて、給与支払報告書、公的年金等支払報告書等を受領する。 2. 地方税ポータルセンタ(eLTAX)を通じて、給与所得及び年金所得者に係る特別徴収税額を特別徴収義務者及び年金保険者に送付する。
③他のシステムとの接続	[ ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 庁内連携システム [ ] 住民基本台帳ネットワークシステム [ ] 既存住民基本台帳システム [ ] 宛名システム等 [ ] 税務システム [ ] その他 ( )
システム7	
①システムの名称	庁内連携システム(連携基盤システム)
②システムの機能	1. Web 連携機能(同期連携/非同期連携)・・・SOAP/Web サービスを用いてデータ連携を行う機能 2. ファイル連携機能(送受信/通知)・・・FTPによりファイル送受信を行う機能 3. データベース連携機能・・・JDBC/ODBCにより共通データベースへ、データを書込・取得する機能
③他のシステムとの接続	[ ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 庁内連携システム [ ] 住民基本台帳ネットワークシステム [ ] 既存住民基本台帳システム [ ] 宛名システム等 [ <input checked="" type="checkbox"/> ] 税務システム [ <input checked="" type="checkbox"/> ] その他 ( 番号連携サーバ(団体内統合宛名システム) )
システム8	
①システムの名称	番号連携サーバ(団体内統合宛名システム)
②システムの機能	1. 宛名管理機能 : 既存業務システムから住登者データ、住登外データを受領し、番号連携サーバ内の統合宛名DBに反映を行う。 2. 統合宛名番号の付番機能 : 個人番号が新規入力されたタイミングで、統合宛名番号の付番を行う。 3. 符号要求機能 : 個人番号を特定済みの統合宛名番号を中間サーバーに登録し、中間サーバーに情報提供用個人識別符号の取得要求・取得依頼を行う。中間サーバーから返却された処理通番は住基GWへ送信する。 4. 情報提供機能 : 各業務で管理している番号利用法第19条第8号別表第二の提供業務情報を受領し、中間サーバーへの情報提供を行う。 5. 情報照会機能 : 中間サーバーへ他団体への情報照会を要求し、返却された照会結果を画面表示または、各業務システムにファイル転送を行う。
③他のシステムとの接続	[ ] 情報提供ネットワークシステム [ <input checked="" type="checkbox"/> ] 庁内連携システム [ ] 住民基本台帳ネットワークシステム [ ] 既存住民基本台帳システム [ ] 宛名システム等 [ ] 税務システム [ <input checked="" type="checkbox"/> ] その他 ( 中間サーバー )

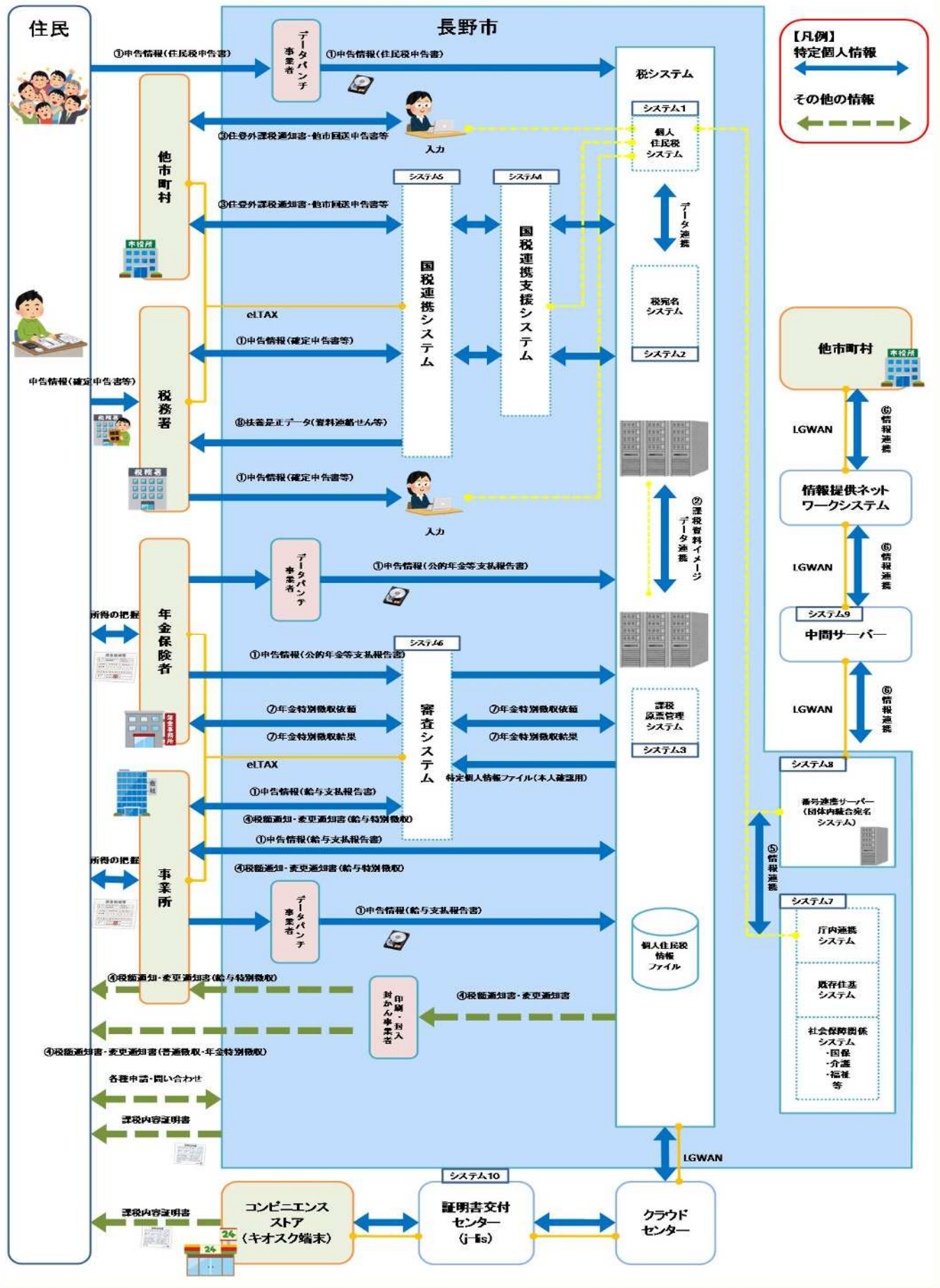
システム9	
①システムの名称	中間サーバー
②システムの機能	<p>1. 符号管理機能 : 情報照会、情報提供に用いる個人の識別子である「符号」と、情報保有機関内で個人を特定するために利用する「団体内統合宛名番号」とをひもづけ、その情報を保管・管理する機能。</p> <p>2. 情報照会機能 : 情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報(連携対象)の情報照会および情報提供受領(照会した情報の受領)を行う機能。</p> <p>3. 情報提供機能 : 情報提供ネットワークシステムを介して、情報照会要求の受領および当該特定個人情報(連携対象)の提供を行う機能。</p> <p>4. 既存システム接続機能 : 中間サーバーと既存システム、団体内統合宛名システム及び住基システムとの間で情報照会内容、情報提供内容、特定個人情報(連携対象)、符号取得のための情報等について連携するための機能。</p> <p>5. 情報提供等記録管理機能 : 特定個人情報(連携対象)の照会、または提供があった旨の情報提供等記録を生成し、管理する機能。</p> <p>6. 情報提供データベース管理機能 : 特定個人情報(連携対象)を副本として、保持・管理する機能。</p> <p>7. データ送受信機能 : 中間サーバーと情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)との間で情報照会、情報提供、符号取得のための情報等について連携するための機能。</p> <p>8. セキュリティ管理機能 : セキュリティを管理するための機能。</p> <p>9. 職員認証・権限管理機能 : 中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報(連携対象)へのアクセス制御を行う機能。</p> <p>10. システム管理機能 : バッチの状況管理、業務統計情報の集計、稼動状態の通知、保管期限切れ情報の削除を行う機能。</p>
③他のシステムとの接続	<p>[ <input type="radio"/> ] 情報提供ネットワークシステム                      [    ] 庁内連携システム</p> <p>[    ] 住民基本台帳ネットワークシステム                      [    ] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[    ] 宛名システム等    [    ] 税務システム</p> <p>[ <input type="radio"/> ] その他 ( 番号連携サーバ(団体内統合宛名システム) )</p>
システム10	
①システムの名称	証明書発行システム
②システムの機能	<p>1. 連携機能 : 個人住民税システムと証明書情報を連携する。</p> <p>2. コンビニ交付機能 : コンビニ交付センターからの要求に回答して証明書交付を行う。</p>
③他のシステムとの接続	<p>[    ] 情報提供ネットワークシステム                      [    ] 庁内連携システム</p> <p>[    ] 住民基本台帳ネットワークシステム                      [    ] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[    ] 宛名システム等    [ <input type="radio"/> ] 税務システム</p> <p>[    ] その他 ( )</p>
システム11～15	
システム16～20	



3. 特定個人情報ファイル名	
個人住民税情報ファイル	
4. 特定個人情報ファイルを取り扱う理由	
①事務実施上の必要性	<p>・番号制度に関する税制上の措置として、課税資料等の税務関係書類に個人番号の記載を求める措置が講じられたところである。このため、個人番号付きの課税資料等の税務関係書類を受け付けすることとなり、受け付けした課税資料は個人住民税システムで管理され、課税データを作成する。したがって個人住民税システムにて特定個人情報ファイルを保有することとなる。</p> <p>・事務全般で本人確認の際に個人番号を確認する事務が番号法により求められる。</p> <p>・課税データについては、中間サーバーへアップし、情報提供ネットワークシステムを介して他市町村、他機関にて利用される。</p>
②実現が期待されるメリット	<p>(1)事務・手続の簡素化、添付書類の削減による負担軽減</p> <p>①所得証明書や住民票の添付省略</p> <p>②各種申請・申告等に必要な行政機関が発行する添付書類(課税内容証明書等)の省略</p> <p>(2)行政事務の効率化とより公平で正確な税負担の実現(所得の過少申告等の防止)</p> <p>①効率的な名寄せ・突合により、所得の過少申告や扶養控除のチェックが効率化し、社会保障の不正受給や税の不正還付等を防止することができる。</p>
5. 個人番号の利用 ※	
法令上の根拠	番号利用法第9条第1項 別表第一の16の項
6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※	
①実施の有無	<p>[ 実施する ]</p> <p>&lt;選択肢&gt; 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>番号利用法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(第1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、26、27、28、29、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120の項)</p> <p>&lt;別表第2における情報照会の根拠&gt; (第1欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第2欄(事務)が「地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務」となっているもの):27の項</p> <p>項27より、以下の情報照会が可能と定められている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「医療保険者又は後期高齢者医療広域連合」より「医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの」</li> <li>・「都道府県知事」より「障害者関係情報であって主務省令で定めるもの」</li> <li>・「都道府県知事等」より「生活保護関係情報であって主務省令で定めるもの」</li> <li>・「市町村長」より「地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令で定めるもの」</li> <li>・「厚生労働大臣若しくは日本年金機構又は共済組合等」より「年金給付関係情報であって主務省令で定めるもの」</li> <li>・「厚生労働大臣」より「失業等給付関係情報であって主務省令で定めるもの」</li> </ul> <p>※主務省令・・・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令</p>
7. 評価実施機関における担当部署	
①部署	財政部 市民税課
②所属長の役職名	課長
8. 他の評価実施機関	



(別添1) 事務の内容



(備考)

- ① 課税資料(確定申告書、給与支払報告書、公的年金等支払報告書、住民税申告書)を受け付け、個人住民税システムへ取り込む。紙資料についてはデータパンチ事業者へ電子ファイル化(パンチ作業)を委託し、作成された電子ファイルを個人住民税システムに取り込む。
- ② 取り込んだ課税資料について、課税原票管理システムへ特定個人情報を含むデータファイルを連携し、イメージ照会を可能とする。
- ③ 長野市で住登外課税をする場合には、住登地の市町村へ地方税法第294条第3号に基き住登外課税通知書を送付し、当該他市町村から課税資料を回送してもらう。また他市町村での住登外課税の場合は住登外課税通知書を受領し、申告書等の課税資料があれば回送する。
- ④ 課税資料をもとに、個人住民税システムで課税処理を行い税額通知書作成データを作成する。作成したデータは外部委託事業者へ渡し、一括印刷・封入封かんを行い、事業所・住民へ送付する。また、事業所に応じて、eLTAXや媒体を介して税額通知データを送る。
- ⑤ 当初課税時及び異動締め時に他課システム向けデータを作成し提供する。また介護システムなどから個人住民税の課税・調査に必要なデータを提供してもらう。
- ⑥ 当初課税時及び異動締め時に所得・控除等の情報を連携サーバ経由で中間サーバへアップする。また情報提供ネットワークから他機関、他市町村の情報を参照する。
- ⑦ 年金保険者へ税額等の特別徴収依頼及び必要に応じて特別徴収停止依頼を行い、処理結果を年金保険者から受領しシステムに反映させる。
- ⑧ 調査により申告情報に誤りがあることが判明した場合等、扶養是正データとしてeLTAXを介して税務署へ送信する。

## II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
個人住民税情報ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[ システム用ファイル ] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	課税基準日現在(1月1日)に長野市に住民登録がある者、及び住民登録は無いが居住実態がある者、またはその被扶養者。
その必要性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個人住民税業務における本人確認のため</li> <li>・個人住民税の適正課税を実施する上で、申告等の情報を紐付けるため</li> <li>・所得・控除情報、扶養情報を情報提供ネットワークシステムで提供するため</li> </ul>
④記録される項目	[ 100項目以上 ] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	<ul style="list-style-type: none"> <li>・識別情報 [ <input type="checkbox"/> ] 個人番号 [ <input type="checkbox"/> ] 個人番号対応符号 [ <input type="checkbox"/> ] その他識別情報(内部番号)</li> <li>・連絡先等情報 [ <input type="checkbox"/> ] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [ <input type="checkbox"/> ] 連絡先(電話番号等) [ <input type="checkbox"/> ] その他住民票関係情報</li> <li>・業務関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 国税関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 地方税関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 健康・医療関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 医療保険関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 児童福祉・子育て関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 障害者福祉関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 生活保護・社会福祉関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 介護・高齢者福祉関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 雇用・労働関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 年金関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 学校・教育関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 災害関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )</li> </ul>
その妥当性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個人番号、4情報 : 本人確認、資料の名寄せを行うために必要</li> <li>・その他識別情報(宛名番号) : 個人番号との紐付けに必要</li> <li>・その他住民票関係情報 : 住民税の課税に必要(課税対象基準日の判定など)</li> <li>・連絡先 : 納税義務者への問い合わせに必要</li> <li>・国税関係情報、地方税関係情報、年金関係情報 : 住民税の課税に必要</li> <li>・生活保護・社会福祉関係情報、介護・高齢者福祉関係情報 : 住民税事務において参照に必要</li> </ul>
全ての記録項目	別添2を参照。
⑤保有開始日	平成28年1月1日
⑥事務担当部署	財政部 市民税課

3. 特定個人情報の入手・使用	
①入手元 ※	<input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署 ( 市民窓口課、国民健康保健課、介護保険課、高齢者活躍支援課、生活支援課、障害福祉課 ) <input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等 ( 国税庁、年金保険者[日本年金機構] ) <input type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人 ( 他市町村 ) <input type="checkbox"/> 民間事業者 ( 給与支払報告書提出元、年金保険者[日本年金機構を除く] ) <input type="checkbox"/> その他 ( 地方公共団体情報システム機構 )
②入手方法	<input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)            [    ] フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール            [    ] 専用線 <input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> その他 ( eLTAX )
③入手の時期・頻度	<p><b>【本人又は本人の代理人、民間事業者からの入手】</b>  ・給与支払報告書、確定申告書、公的年金等支払報告書、住民税申告書の受付けごと(毎年1月～4月頃にかけて複数回入手)</p> <p><b>【庁内連携により入手】</b>  ・住民の個人番号については、既存住基システムで異動した際に連携し入手する。  ・国民健康保険料・介護保険料・後期高齢者医療保険料の年間納付額を申告相談開始前に入手する。  ・生活保護者及び障がい者の対象者情報を新年度課税準備期(1月～4月頃)に入手する。  ・基礎年金番号の取込データを介護システムより毎月入手する。(※)  ・年金特徴の対象者でなくなった者(死亡・転出)に関するデータを毎月入手する。(※)</p> <p>(※)個人番号は含まれないが、税務システムにおいて宛名番号と紐付けて個人番号を特定することができるため、特定個人情報となる。</p> <p><b>【年金保険者からeLTAXを介して入手】</b>  ・年金特別徴収対象者情報・・・5月  ・特別徴収税額通知の処理結果通知・・・9月  ・特別徴収処理停止通知の処理結果通知・・・年12回  ・特別徴収結果通知・・・年6回(奇数月)</p> <p><b>【国税庁からの(国税連携システム(eLTAX)による)入手】</b>  国税当局に提出された個人番号が記載された所得税の申告書、法定調書情報を地方税ポータルセンタ(eLTAX)を通じて受領している。  ・所得税の確定申告書については2月16日から3月15日の期間に国税当局に提出され、日次で国税庁から受領する。なお、上記の提出期間にかかわらず提出があれば一年を通じて受領している。  ・法定調書情報は、2月及び5月に受領する。</p> <p><b>【他自治体からの(国税連携システム(eLTAX)による)入手】</b>  他自治体が作成した住民登録外課税通知、寄附金税額控除に係る申告特例通知データ等を地方税ポータルセンタ(eLTAX)を通じて受領している。  ・住民登録外課税通知情報は提出があれば一年を通じて受領している。  ・寄附金税額控除に係る申告特例通知情報は1月に受領する。</p> <p><b>【地方公共団体情報システム機構からの入手】</b>  ・調査事務が必要になった都度、機構から入手する。</p> <p><b>【情報提供ネットワークシステムにより入手】</b>  ・調査事務が必要になった都度、情報提供ネットワークシステムから入手する。</p>

<p>④入手に係る妥当性</p>	<p>【本人又は本人の代理人、民間事業者からの入手】          ・給与支払報告書(地方税法第317条の6)、公的年金等支払報告書(地方税法第317条の6第4項)、住民税申告書(地方税法第294条)については提出先は市町村であり、地方税法施行規則で定められている様式に個人番号の記載が明記されている。また、申告時期については上記地方税法の条文にて明記されている。          ・確定申告書については、本人から国税庁(税務署)へ提出されるが、国税通則法第124条により確定申告書等の様式に個人番号の記載が明記されている。なお、確定申告書については国税連携がなされており、市町村においてeLTAXより入手が可能である。(番号利用法第19条第9号)</p> <p>【庁内連携により入手】          番号利用法第14条、14条第2項において個人番号利用事務実施者は他の個人番号利用事務等実施者に対して個人番号の提供を求めるとされている。このため個人住民税事務において必要な時期に情報を入手するものである。</p> <p>【他機関より入手】          地方税法第321条の7の3において、年金保険者による市町村に対する通知に「その他総務省で定める事項」として、個人番号が明記されている。</p> <p>【地方公共団体情報システム機構からの入手】          ・番号利用法第14条第2項において明記されている。ただし通常の日常業務ではなく、調査が必要になった場合に入手する。</p> <p>【情報提供ネットワークシステムにより入手】          ・番号利用法第19条第8号において明記されている。調査事務が必要になった都度、情報提供ネットワークシステムから入手する。</p>
<p>⑤本人への明示</p>	<p>【本人又は本人の代理人、民間事業者からの入手】          「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成25年5月31日)」により、以下に示す関係法律の一部改正が実施され、この改正により税務関係書類に個人番号の記載を求める措置が規定されている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地方税法第321条の7の3(年金保険者による市町村に対する通知)</li> <li>・国税通則法第124条(提出書類の氏名、住所及び番号の記載等)</li> <li>・所得税法第10条、第57条、第194条、第195条、第198条、第203条の5、第224条</li> </ul> <p>【庁内連携により入手】          番号利用法第14条において、本人又は他の個人番号利用事務等実施者に対し個人番号の提供をもとめることができるとあることから、本市住民の個人番号について、既存住基システムより入手可能である。</p> <p>【他機関より入手】          地方税法第321条の7の3において明示されている。</p> <p>【地方公共団体情報システム機構からの入手】          ・番号利用法第14条第2項において、地方公共団体情報システム機構に対し機構保存確認情報の提供を求めるとすることができる旨が規定され、市町村が地方公共団体情報システム機構から機構保存本人確認情報を入手することが明示されている。</p> <p>【情報提供ネットワークシステムにより入手】          ・番号利用法第19条第8号において明示されている。</p>
<p>⑥使用目的 ※</p>	<p>・適正かつ公平な課税及び徴収の実現のため、課税資料の名寄せが正確かつ効率的にできるよう、個人番号を利用する。</p>
<p>変更の妥当性</p>	
<p>⑦使用の主体</p>	<p>使用部署 ※</p> <p>【財政部】市民税課、収納課、【市民生活部】市民窓口課、27支所(篠ノ井支所、松代支所、若穂支所、川中島支所、更北支所、七二会支所、信更支所、古里支所、柳原支所、浅川支所、大豆島支所、朝陽支所、若槻支所、長沼支所、安茂里支所、小田切支所、芋井支所、豊野支所、戸隠支所、鬼無里支所、大岡支所、芹田支所、古牧支所、三輪支所、吉田支所、信州新町支所、中条支所)</p>
<p>使用者数</p>	<p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>[ 100人以上500人未満 ]</p> <p>1) 10人未満          2) 10人以上50人未満          3) 50人以上100人未満          4) 100人以上500人未満          5) 500人以上1,000人未満          6) 1,000人以上</p>



⑧使用方法 ※		<p>1. 課税準備事務</p> <p>2. 課税資料受付事務</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・住所・氏名のほか、個人番号が記載された地方税に係る申告書等データを審査システム(eLTAX)を通じて利用者より受け取る。</li> <li>・住所・氏名のほか、個人番号が記載された所得税申告書等データを国税連携システム(eLTAX)を通じて国税庁より受け取る。</li> <li>・住所・氏名のほか、個人番号が記載された住民登録外課税通知データ、寄附金税額控除に係る申告特例通知データ等を国税連携システム(eLTAX)を通じて他自治体より受け取る。</li> <li>・受け取った電子データを閲覧・印刷する。</li> <li>・受け取った電子データを税務システムに登録する。</li> <li>・確定申告書、住民税申告書、給与支払報告書、公的年金等支払報告書に記載された個人番号を取得し、内部識別番号である宛名番号と紐付ける。</li> <li>・住登外課税対象者に対して個人住民税の課税を行う場合に、住所地市町村に送付する地方税法第294条第3項通知(住登外課税通知書)に個人番号を記載する。</li> </ul> <p>3. 課税決定事務</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・各課税資料の情報を税務システムに登録する。</li> <li>・資料併合時に同一人の資料が複数存在する場合、個人番号を名寄せ判断として利用する。</li> <li>・税額通知書に記載する。</li> <li>・税務システムに登録された情報を基に、個人住民税の賦課及び徴収を行う。</li> </ul> <p>4. 課税更正事務</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・既に同一人の資料が存在する場合、個人番号を名寄せ判断として利用する。</li> </ul> <p>5. 調査事務</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・納税義務者の居住する市町村以外に居住する控除対象配偶者、扶養親族に係る者について控除の要件を満たしているか否かの問い合わせに情報提供ネットワークシステムを利用する。</li> <li>・生活保護受給情報、障害者手帳等、所得情報、扶養関係情報について情報提供ネットワークシステムを通じて照会を行い、非課税判定等を行う。</li> <li>・情報提供ネットワークシステムを通じた扶養関係情報、所得情報の提供に対応できるよう、照会用データを中間サーバーに記録する。</li> </ul>
	情報の突合 ※	<ul style="list-style-type: none"> <li>・上記項番1、2、3、4、5において、内部識別番号の宛名番号と個人番号を紐付けて使用する。</li> <li>・上記項番3の資料併合において、個人番号を利用して課税資料の突合を行う。</li> </ul>
	情報の統計分析 ※	<p>特定個人情報に関する統計分析については、個人住民税事務では実施しない。</p>
	権利利益に影響を与え得る決定 ※	<p>所得額、各種控除額に基づき住民税額を決定・更正する。</p>
⑨使用開始日	<p>平成28年1月1日</p>	



4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託	
委託の有無 ※	[ 委託する ] <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない ( 4 ) 件
委託事項1	課税資料のデータパンチ
①委託内容	紙、イメージデータをもとに税務システムで利用できる電子データファイルを作成(データパンチ)する。
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	[ 特定個人情報ファイルの一部 ] <選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
対象となる本人の範囲 ※	対象者から本市に課税資料が書面により提出されたもののみ。
その妥当性	短期間で大量の課税資料をデータ入力する必要があるため。
③委託先における取扱者数	[ 10人以上50人未満 ] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	[ ] 専用線 [ ] 電子メール [ <input checked="" type="radio"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ <input type="radio"/> ] 紙 [ ] その他 ( )
⑤委託先名の確認方法	長野市情報公開条例(平成13年9月25日長野市条例第30号)に基づく請求行為により確認することができる。
⑥委託先名	株式会社 電算
再委託	
⑦再委託の有無 ※	[ 再委託する ] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
⑧再委託の許諾方法	書面による再委託の承認申請に基づき承認書を発行する。
⑨再委託事項	給与支払報告書・年金支払報告書・住民税申告書内容のデータ作成作業の一部
委託事項2～5	
委託事項2	税額通知書の印刷、封入・封かん
①委託内容	当初課税決定後の税額通知書及び税額更正による変更通知書の一括印刷、封入・封かん。
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	[ 特定個人情報ファイルの一部 ] <選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
対象となる本人の範囲 ※	納税義務者及び課税対象者
その妥当性	大量印刷可能なプリンタは高額なため、コスト削減のため大量印刷は外部委託としている。
③委託先における取扱者数	[ 50人以上100人未満 ] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上

④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		[ ]専用線 [ ]電子メール [ <input checked="" type="radio"/> ]電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ]フラッシュメモリ [ ]紙 [ ]その他 ( )
⑤委託先名の確認方法		長野市情報公開条例(平成13年9月25日長野市条例第30号)に基づく請求行為により確認することができる。
⑥委託先名		株式会社 電算
再委託	⑦再委託の有無 ※	[ 再委託する ] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	書面による再委託の承認申請に基づき承認書を発行する。
	⑨再委託事項	当初課税決定後の税額通知書の封入・封かん。
委託事項3		税務システム全般の運用支援及び保守業務
①委託内容		システムの運用管理、バッチ処理の実行、オンライン稼働監視、アプリケーションに関する要望対応、障害対応、税制改正対応を行う。また、職員からの問い合わせ対応や調査、作業指示書に基づくデータ抽出などを行う。
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		[ 特定個人情報ファイルの全体 ] <選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	課税対象者及び被扶養者・事業専従者など。
	その妥当性	システム運用のための作業であり、基幹系システムである税務システムの運用は専門知識が必要なため。税制改正に伴うシステム改修等を行った場合、本番稼働前に正しく動作することを確認する必要がある。
③委託先における取扱者数		[ 10人以上50人未満 ] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		[ ]専用線 [ ]電子メール [ ]電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ]フラッシュメモリ [ ]紙 [ <input checked="" type="radio"/> ]その他 (サーバでの直接操作、税務システム端末の直接操作。)
⑤委託先名の確認方法		長野市情報公開条例(平成13年9月25日長野市条例第30号)に基づく請求行為により確認することができる。
⑥委託先名		富士通Japan株式会社 長野支社
再委託	⑦再委託の有無 ※	[ 再委託する ] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	書面による再委託の承認申請に基づき承認書を発行する。
	⑨再委託事項	税務システム全般の運用支援及び保守業務



5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	
提供・移転の有無	[ <input type="radio"/> ] 提供を行っている ( 59 ) 件 [ <input type="radio"/> ] 移転を行っている ( 1 ) 件 [ ] 行っていない
提供先1	番号利用法第19条第8号別表第二の規定による情報照会者(別紙1参照)
①法令上の根拠	番号利用法第19条第8号別表第二(別紙1参照)
②提供先における用途	番号利用法第19条第8号別表第二に定める事務(別紙1参照)
③提供する情報	番号利用法第19条第8号別表第二の主務省令に定める地方税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <small>&lt;選択肢&gt;</small> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	特定個人情報ファイルの範囲と同様
⑥提供方法	[ <input type="radio"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ] その他 ( )
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムにより提供依頼があった都度。
提供先2～5	
提供先2	国税庁長官、都道府県知事、市区町村長
①法令上の根拠	番号利用法第19条第9号
②提供先における用途	国税又は地方税に関する事務
③提供する情報	個人住民税の申告書等情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <small>&lt;選択肢&gt;</small> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の納税義務者とその扶養関連者(控除対象配偶者、扶養者など)のうち、個人番号を有する者
⑥提供方法	[ ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ <input type="radio"/> ] 紙 [ <input type="radio"/> ] その他 ( eLTAX )
⑦時期・頻度	特定個人情報の提供依頼があった都度。
提供先3	番号利用法第19条第10号に基づき条例で定める提供先機関
①法令上の根拠	番号利用法第19条第10号に基づき定める条例による。
②提供先における用途	番号利用法第19条第10号に基づき条例で定める提供先における用途。
③提供する情報	個人住民税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <small>&lt;選択肢&gt;</small> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上

⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の納税義務者とその扶養関連者(控除対象配偶者、扶養者など)のうち、個人番号を有する者
⑥提供方法	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input checked="" type="checkbox"/> 紙 <input checked="" type="checkbox"/> その他 ( 庁内連携システム )
⑦時期・頻度	特定個人情報の提供依頼があった都度。
<b>提供先4</b>	地方税共同機構
①法令上の根拠	番号利用法施行規則第3条第1項第5号
②提供先における用途	納税者等から提出された申告書等データの本人確認のため
③提供する情報	個人番号、識別番号(納税者ID)、ファイル区分(登録、削除)
④提供する情報の対象となる本人の数	<input type="checkbox"/> 10万人以上100万人未満 <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	長野市に対して給与支払報告書等の電子的提出を行った者のうち、長野市にて本人確認を行った者
⑥提供方法	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input checked="" type="checkbox"/> その他 ( LGWAN )
⑦時期・頻度	随時
<b>提供先5</b>	他自治体の長(都道府県及び市区町村)
①法令上の根拠	地方税法第294条第3項、地方税法附則第7条第5項及び第12項
②提供先における用途	住登外課税通知・寄附金税額控除に係る申告特例通知書：個人住民税の賦課決定に利用するため
③提供する情報	住登外課税通知：住登外課税とした旨及び住所、氏名等 寄附金税額控除に係る申告特例通知書：寄付金額及び住所、氏名等
④提供する情報の対象となる本人の数	<input type="checkbox"/> 10万人以上100万人未満 <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	住登外課税通知：住登外課税とした者 寄附金税額控除に係る申告特例通知書：寄附金税額控除に係る申告の特例の対象となる寄附をした者
⑥提供方法	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input checked="" type="checkbox"/> 紙 <input checked="" type="checkbox"/> その他 ( LGWAN )
⑦時期・頻度	住登外課税通知：6月ほか随時 寄附金税額控除に係る申告特例通知書：1月
<b>提供先6～10</b>	
<b>提供先11～15</b>	
<b>提供先16～20</b>	

<b>移転先1</b>		番号利用法第9条第2項に基づき条例で定める移転先部署
①法令上の根拠		番号利用法第9条第2項に基づき定める条例による。
②移転先における用途		番号利用法第9条第2項に基づき条例で定める移転先における用途。
③移転する情報		個人住民税関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数		<input type="checkbox"/> 10万人以上100万人未満 <small>&lt;選択肢&gt;</small> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲		個人住民税の納税義務者とその扶養関係者(控除対象配偶者、扶養者など)のうち、個人番号を有する者
⑥移転方法		<input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> その他 ( )
⑦時期・頻度		当初課税決定後及び更正決定後に、各業務に応じて随時。
<b>移転先2～5</b>		
<b>移転先6～10</b>		
<b>移転先11～15</b>		
<b>移転先16～20</b>		
<b>6. 特定個人情報の保管・消去</b>		
①保管場所 ※		<small>&lt;長野市における措置&gt;</small> セキュリティゲートにて入退館管理をしている建物の中で、さらに入退室管理を行っている部屋に設置したサーバ内に保管する。 サーバへのアクセスはユーザID・パスワードによる認証が必要となる。 <small>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt;</small> ①中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバー室への入室を厳重に管理する。 ②特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存する。
②保管期間	期間	<input type="checkbox"/> 10年以上20年未満 <small>&lt;選択肢&gt;</small> 1) 1年未満 2) 1年 3) 2年 4) 3年 5) 4年 6) 5年 7) 6年以上10年未満 8) 10年以上20年未満 9) 20年以上 10) 定められていない
	その妥当性	地方税法第17条の5により、課税から7年間経過までは保管が必要であるため。前年情報をもとにした資料の確認等が必要となるため。過去の課税決定に対して資料等を確認する必要があるため。
③消去方法		<small>&lt;長野市における措置&gt;</small> ①保存期間を超えたデータについて、システム上一括で消去する。(データベースから物理的に削除する) ②ディスク交換やハード更改等の際は、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊又は専用ソフト等を利用して完全に消去する。 <small>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt;</small> ①特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者が特定個人情報を消去することはない。 ②ディスク交換やハード更改等の際は、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊又は専用ソフト等を利用して完全に消去する。
<b>7. 備考</b>		



(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

個人住民税情報ファイル

1	続柄
2	前年12月31日年齢
3	本年1月1日年齢
4	個人法人詳細区分
5	個人基本種別
6	個人基本廃止理由
7	翌年廃止理由
8	通称名優先区分
9	在留の資格
10	在留期間開始日
11	在留期間終了日
12	カナ通称名
13	漢字通称名
14	市内市外区分
15	住所自治体コード
16	住所町名
17	住所番地
18	住所枝番
19	住所小枝番
20	住所番地編集区分
21	住所
22	方書
23	宛名異動日
24	宛名異動理由
25	住民日
26	住定日
27	消除日
28	本籍地
29	筆頭者名
30	個人基本寡フ区分
31	個人基本勤学区分
32	無申告調査結果
33	特記情報
34	翌年申告書発送区分
35	生活扶助開始日
36	生活扶助廃止日
37	住民税申告書通知日
38	催告通知書通知日
39	最終催告通知書通知日
40	住登地住所
41	住登地方書
42	総括表区分
43	納入書区分
44	媒体区分
45	納期特例区分
46	納期特例開始年月
47	納期特例終了年月
48	事業所廃止理由
49	廃止年月日
50	普徴事業所区分
51	総括表資料番号
52	月別人数
53	月割額(事業所課税額)
54	従業員状態区分
55	給報種別
56	入力カナ氏名
57	入力生年月日
58	資料収入種別
59	事業所家屋敷区分
60	扶養親族一特定
61	扶養親族一同居老親
62	扶養親族一老人
63	扶養親族一他
64	扶養障害一同居特障
65	扶養障害一特別
66	扶養障害一他
67	乙欄区分
68	死亡退職区分
69	災害者区分
70	外国人区分

71	就職退職区分
72	就職退職年月日
73	年調未済区分
74	摘要欄
75	配偶者氏名
76	配偶者生年月日
77	扶養親族
78	扶養親族生年月日
79	扶養親族控除額
80	専従者氏名
81	専従者生年月日
82	専従者給与額
83	特例適用条文
84	徴収希望
85	事業税開廃業区分
86	事業税開廃業年月日
87	併合結果徴収区分
88	租税条約区分
89	住宅借入金等特別控除区分
90	居住開始年月日
91	課税区分
92	特定扶養
93	内同居老親
94	老人扶養
95	その他扶養
96	同居特別障害
97	特別障害
98	その他障害
99	非課税事由
100	優先資料種別
101	更正事由
102	減免理由
103	減免区分
104	減免割合
105	開始月期
106	済月期
107	事業所家屋敷課税区分
108	月割額(賦課特徴)
109	期割額
110	登録年度
111	異動届課税年度
112	給与支払額
113	社会保険料額
114	退職金額
115	勤続年数
116	届出日
117	期割充当額
118	異動メモ内容
119	通知書番号
120	証明書年度
121	証明書番号
122	証明書区分
123	使用目的区分
124	個人送達履歴
125	従業員宛名番号
126	事業所送達履歴
127	扶養関連者資料種別
128	扶養関連者資料番号
129	回数割額
130	年金特徴中止区分
131	年金特徴済月
132	資料種別(課税資料)
133	郵便番号
134	状態区分
135	対象者通知区分
136	対象者通知受入処理日
137	税額通知区分
138	特徴依頼処理日
139	特徴依頼処理結果区分
140	特徴依頼処理結果受入処理日

141	停止依頼区分
142	停止依頼月
143	停止依頼処理日
144	停止依頼処理結果区分
145	停止依頼結果受入処理日
146	特徴処理結果区分
147	異動事由
148	介護納付額
149	国保納付額
150	後期高齢納付額
151	納付額総合計
152	宛名番号
153	宛名履歴番号
154	異動区分
155	異動年月日(賦課異動年月日)
156	異動日(宛名異動日)
157	課税年度
158	カナ氏名
159	個人番号(課税資料)
160	削除フラグ
161	自治体コード
162	指定番号
163	住宅借入金等特定取得区分
164	所得控除額
165	所得控除件数
166	所得控除
167	調定年度
168	資料種別(特徴異動届)
169	資料廃止理由
170	資料番号
171	資料連絡箋出力理由
172	生年月日
173	専従者給与額
174	送付通知書区分
175	通知日
176	登録区
177	特定居住損区分
178	納税者番号
179	扶養関連者異動事由
180	扶養関連者自治体コード
181	扶養関連者種別
182	扶養関連者状態区分
183	扶養関連者宛名番号
184	扶養関連者区分
185	本人専従区分
186	優先資料番号
187	寡フ区分
188	確申青白区分
189	漢字氏名
190	基礎年金番号
191	基礎年金番号付設レベル
192	勤労学生区分
193	均等割区分
194	控配区分
195	受給者番号
196	生活扶助区分
197	専従その他
198	徴収区分
199	年金コード
200	年金保険者番号
201	否認理由
202	夫あり区分
203	本人障害区分
204	未成年者区分
205	老年者区分
206	個人番号(賦課特徴)
207	法人番号

(別紙1) 番号利用法第19条第8号別表第二に定める事務

提供先 No.	提供先 (別表第二の第一欄の情報照会者)	①法令上 の根拠(別 表第二の 項番)	②提供先における用途 (別表第二の第二欄に掲げる事務)
1	厚生労働大臣	1	健康保険法第五条第二項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた健康保険に関する事務であって主務省令で定めるもの
2	全国健康保険協会	2	健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
3	健康保険組合	3	健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
4	厚生労働大臣	4	船員保険法第四条第二項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた船員保険に関する事務であって主務省令で定めるもの
5	全国健康保険協会	6	船員保険法による保険給付又は平成十九年法律第三十号附則第三十九条の規定によりなお従前の例によるものとされた平成十九年法律第三十号第四条の規定による改正前の船員保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
6	都道府県知事	8	児童福祉法による里親の認定、養育里親の登録又は障害児入所給付費、高額障害児入所給付費若しくは特定入所障害児食費等給付費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
7	都道府県知事	9	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
8	市町村長	11	児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給又は障害福祉サービスの提供に関する事務であって主務省令で定めるもの
9	都道府県知事又は市町村長	16	児童福祉法による負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
10	市町村長	18	予防接種法による給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
11	市町村長	20	身体障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
12	都道府県知事	23	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による入院措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
13	都道府県知事等	26	生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
14	市町村長	27	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
15	都道府県知事	28	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
16	厚生労働大臣又は共済組合等	29	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
17	公営住宅法第二条第十六号に規定する事業主体である都道府県知事又は市町村長	31	公営住宅法による公営住宅の管理に関する事務であって主務省令で定めるもの
18	日本私立学校振興・共済事業団	34	私立学校教職員共済法による短期給付又は年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
19	厚生労働大臣又は共済組合等	35	厚生年金保険法による年金である保険給付又は一時金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
20	文部科学大臣又は都道府県教育委員会	37	特別支援学校への就学奨励に関する法律による特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する事務であって主務省令で定めるもの
21	都道府県教育委員会又は市町村教育委員会	38	学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する事務であって主務省令で定めるもの
22	国家公務員共済組合	39	国家公務員共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
23	国家公務員共済組合連合会	40	国家公務員共済組合法又は国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法による年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
24	市町村長又は国民健康保険組合	42	国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの



(別紙1) 番号利用法第19条第8号別表第二に定める事務

提供先 No.	提供先 (別表第二の第一欄の情報照会者)	①法令上 の根拠(別 表第二の 項番)	②提供先における用途 (別表第二の第二欄に掲げる事務)
25	厚生労働大臣	48	国民年金法による年金である給付若しくは一時金の支給、保険料の納付に関する処分又は保険料その他徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
26	市町村長	53	知的障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
27	住宅地区改良法第二条第二項に規定する施行者である都道府県知事又は市町村長	54	住宅地区改良法による改良住宅の管理若しくは家賃若しくは敷金の決定若しくは変更又は収入超過者に対する措置に関する事務であって主務省令で定めるもの
28	都道府県知事等	57	児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
29	地方公務員共済組合	58	地方公務員等共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
30	地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会	59	地方公務員等共済組合法又は地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法による年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
31	市町村長	61	老人福祉法による福祉の措置に関する事務であって主務省令で定めるもの
32	市町村長	62	老人福祉法による費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
33	都道府県知事	63	母子及び父子並びに寡婦福祉法による償還未済額の免除又は資金の貸付けに関する事務であって主務省令で定めるもの
34	都道府県知事又は市町村長	64	母子及び父子並びに寡婦福祉法による配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの又は寡婦についての便宜の供与に関する事務であって主務省令で定めるもの
35	都道府県知事等	65	母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
36	厚生労働大臣又は都道府県知事	66	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
37	都道府県知事等	67	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は昭和六十年法律第三十四号附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
38	市町村長	70	母子保健法による費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
39	厚生労働大臣又は都道府県知事	71	労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律による職業転換給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
40	市町村長(児童手当法第十七条第一項の表の下欄に掲げる者を含む。)	74	児童手当法による児童手当又は特例給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
41	後期高齢者医療広域連合	80	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
42	厚生労働大臣	84	昭和六十年法律第三十四号附則第八十七条第二項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
43	特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律第十八条第二項に規定する賃貸住宅の建設及び管理を行う都道府県知事又は市町村	85の2	特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律による賃貸住宅の管理に関する事務であって主務省令で定めるもの
44	都道府県知事等	87	中国残留邦人等支援給付等の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
45	厚生労働大臣	91	平成八年法律第八十二号附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
46	平成八年法律第八十二号附則第三十二条第二項に規定する存続組合又は平成八年法律第八十二号附則第四十八条第一項に規定する指定基金	92	平成八年法律第八十二号による年金である長期給付又は年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
47	市町村長	94	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの

(別紙1) 番号利用法第19条第8号別表第二に定める事務

提供先 No.	提供先 (別表第二の第一欄の情報照会者)	①法令上の 根拠(別 表第二の 項番)	②提供先における用途 (別表第二の第二欄に掲げる事務)
48	都道府県知事又は保健所を設置する市の長	97	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による費用の負担又は療養費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
49	厚生労働大臣	101	厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
50	農林漁業団体職員共済組合	102	厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律による年金である給付(同法附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金を除く。)若しくは一時金の支給又は特例業務負担金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
51	独立行政法人農業者年金基金	103	独立行政法人農業者年金基金法による農業者年金事業の給付の支給若しくは保険料その他徴収金の徴収又は同法附則第六条第一項第一号の規定により独立行政法人農業者年金基金が行うものとされた平成十三年法律第三十九号による改正前の農業者年金基金法若しくは平成二年法律第二十一号による改正前の農業者年金基金法による給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
52	独立行政法人日本学生支援機構	106	独立行政法人日本学生支援機構法による学資の貸与及び支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
53	厚生労働大臣	107	特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律による特別障害給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
54	都道府県知事又は市町村長	108	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの
55	文部科学大臣、都道府県知事又は都道府県教育委員会	113	高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
56	厚生労働大臣	114	職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律による職業訓練受講給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
57	平成二十三年法律第五十六号附則第二十三条第一項第三号に規定する存続共済会	115	平成二十三年法律第五十六号による年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
58	市町村長	116	子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付若しくは子育てのための施設等利用給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの
59	厚生労働大臣	117	年金生活者支援給付金の支給に関する法律による年金生活者支援給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
60	都道府県知事	120	難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの

### Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※(7. リスク1⑨を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
個人住民税情報ファイル	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク1： 目的外の入手が行われるリスク	
対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	<p>特定個人情報の入手先を以下のものに限定し、下記以外に特定個人情報を入手しないよう、職員に対する教育を徹底する。</p> <p>①既存住基システムからの連携による入手 → システムにより担保</p> <p>②課税資料からの入手（紙、電子データ） → 各税法に基づいて提出される課税資料は、納税者本人（本人の代理人としての税理士）が記載して提出するものであり、当該納税義務者の情報しか入手することができない。</p> <p>③住基CSの参照による入手 ・住基CSオンライン端末による入手 → 対象者以外の情報を入手しないよう職員に対する教育を徹底する。 ・バッチ処理による一括入手 → システムにより担保</p> <p>④庁内連携による入手 → システムにより担保</p> <p>⑤eLTAXによる入手 ・審査システムによる入手 → 申告等の手続きを行う者からしか情報を受け付けないようにシステムで制御。 eLTAXを利用するためには、利用届出を提出し、利用者IDと暗証番号を取得して、電子証明書を登録する必要があることから、当該申告者のみの受付を行うこととなる。 ・国税連携システムによる入手 → 地方税ポータルシステムを通じて国税庁としか繋がっておらず、国税庁から送信される情報しか入手は行われない。 ※ 他市区町村に課税権があることが判明した場合は、速やかに他市町村に回送する。</p> <p>⑥その他（窓口対応、電話対応、窓口申請書など） → 対象者以外の情報を入手しないよう職員に対する教育を徹底する。 個人番号カード又は通知カード、身分証明書の提示や窓口での聞き取りにより本人確認を行い、対象者であることを確認する。</p>
必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容	<p>①既存住基システムからの連携による入手 → システムにより担保</p> <p>②申告情報からの入手（紙、電子データ） → 納税義務者等が各税法の規定に基づき、課税資料、申請・届出書等を提出する場合、法令・通達により手続に必要な事項を規定した様式を示すことで、不必要な情報の入手の防止に努めている。</p> <p>③住基CSの参照による取得 ・住基CSオンライン端末による入手 → 住民税業務に必要な範囲で入手するよう、職員に対する教育を徹底する。 ・バッチ処理による一括入手 → システムにより担保</p> <p>④庁内連携による入手 → システムにより担保</p> <p>⑤eLTAXによる入手 ・審査システムによる入手 → 利用者から法令等により定められた様式で受領することから、必要な情報以外を入手することを防止。 ・国税連携システムによる入手 → 国税庁から、法令等により定められた様式で送信されることから、必要な情報以外を入手することを防止。</p> <p>⑥その他（窓口対応、電話対応、窓口申請書など） → 個人住民税業務に関係のない情報を入手しないよう、職員に対する教育を徹底する。 窓口申請書は必要な情報のみを記載する様式とする。</p> <p>システム全体としては個人住民税の課税事務に必要な項目は入力できないよう制限し、必要な情報以外を入手することを防止している。</p>
その他の措置の内容	
リスクへの対策は十分か	<p>[ 十分である ] &lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている      2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>

リスク2: 不適切な方法で入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<p>特定個人情報の入手先を以下のものに限定し、下記以外に特定個人情報を入手しないよう、職員に対する教育を徹底することで、不適切な方法で入手が行われないようにする。</p> <p>①既存住基システムからの連携による入手 → システムにより担保</p> <p>②申告情報からの入手(紙、電子データ) → 納税義務者等が各税法の規定に基づき、個人番号付きの課税資料、申請・届出書を提出する際には、法令・通達において手続に必要な事項を規定した様式を示していることから、納税義務者本人は、個人番号の記載が必要であると認識した上で申告書を提出することになる。</p> <p>③住基CSの参照による入手 ・住基CSオンライン端末による入手 → 住民税業務に必要な範囲で取得するよう、職員に対する教育を徹底する。 ・バッチ処理による一括入手 → システムにより担保</p> <p>④庁内連携による入手 → システムにより担保</p> <p>⑤eLTAXによる入手 ・eLTAXホームページ上等で、eLTAXは地方税に関する各種手続きを行うためのシステムであることを明確にし、利用者ID及び暗証番号がシステムに登録されている利用者しかeLTAXを利用することができない。これらによって利用者に、eLTAXで受け付けた情報が、地方税事務のために使用されることを明示している。 ・国税連携データ受信サーバーには、決められた必要な情報しか提供を受け付けないようにシステムで制御している。</p> <p>⑤その他(窓口対応、電話対応、窓口申請書など) → 個人住民税業務に関係のない情報を入手しないよう、職員に対する教育を徹底する。 特定個人情報を入手する際は、利用目的を入手元に伝える。</p>
リスクへの対策は十分か	<p>[ 十分である ]</p> <p>&lt;選択肢&gt; 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
リスク3: 入手した特定個人情報 that 不正確であるリスク	
入手の際の本人確認の措置の内容	<p>①本人から個人番号の提供を求める場合 番号利用法第16条(本人確認の措置)、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令(平成26年政令第155号)(以下「番号利用法政令」という。)第12条第1項、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則(以下「番号利用法施行規則」という。)第1条等の規定に基づき、個人番号カード、通知カードと運転免許証又は旅券等による確認のほか、番号利用法施行規則第3条3項(第1条第3項を準用)の規定に基づき確認する。</p> <p>②代理人から個人番号の提供を求める場合 番号利用法第16条、番号利用法政令第12条第2項、番号利用法施行規則第1条等の規定に基づき、代理人の個人番号カード、通知カードと運転免許証又は旅券等による確認のほか、代理人が税理士である場合においては、番号利用法施行規則第9条2項等の規定に基づき、税務代理権限証書と税理士名簿に記録されている事項等を確認するなどの方法により行う。</p>
個人番号の真正性確認の措置の内容	<p>①本人から個人番号の提供を求める場合 番号利用法第16条、番号利用法政令第12条第1項、番号利用法施行規則第1条等の規定に基づき、個人番号カード、通知カードと運転免許証又は旅券等による確認のほか、番号利用法施行規則第3条3項(第1条第3項を準用)の規定に基づき確認する。</p> <p>②代理人から個人番号の提供を求める場合 番号利用法第16条、番号利用法政令第12条第2項、番号利用法施行規則第1条等の規定に基づき、代理人の個人番号カード、通知カードと運転免許証又は旅券等による確認のほか、代理人が税理士である場合においては、番号利用法施行規則第9条2項等の規定に基づき、税務代理権限証書と税理士名簿に記録されている事項等を確認するなどの方法により行う。</p> <p>③個人番号カード(若しくは通知カードと法令により定められた身分証明書の組み合わせ)の提示がない場合には、市町村住基CSにおいて職員が本人確認情報と個人番号の対応付けの確認を行う。</p>
特定個人情報の正確性確保の措置の内容	<p>・各税法等に基づいて市町村に提出される課税資料、各種申請・届出については、提出されたものをそのまま原本として保管する必要がある。</p> <p>・入手した情報については、窓口での聞き取りや添付書類との照合等を通じて確認することで正確性を確保している。</p> <p>・職員にて収集した情報に基づいて、間違いがあれば職権で適宜修正することで正確性を確保している。</p> <p>・入力作業員、審査作業員、決裁作業員を分担して入力ミスを軽減する。</p>
その他の措置の内容	
リスクへの対策は十分か	<p>[ 十分である ]</p> <p>&lt;選択肢&gt; 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>



リスク4: 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク	
リスクに対する措置の内容	<p>【紙媒体に対する措置】            特定個人情報を入手する際に、下記事項について職員に対する教育を徹底する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特定個人情報を記載した紙媒体は定められた保管場所で施錠管理するよう徹底し、漏えい・紛失を防止する。また、保管状況については定期的に監査部門がチェックし、漏えい・紛失がないかチェックする。</li> <li>・窓口で対面にて受取り、事務処理が完了したら、速やかに上記保管場所で管理する運用を徹底する。</li> </ul> <p>また、郵送の場合は必ず郵便又は信書便を利用し、記載事項や添付書類に漏れがないよう十分に確認の上、市役所に送付する旨を市ホームページや広報にて案内する。なお、送付専用封筒の利用を勧奨するなどにより誤配送防止をする。</p> <p>【電子データに対する措置】            特定個人情報を入手する際に、下記事項について職員に対する教育を徹底する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特定個人情報が記録された電子データについては、電子記憶媒体(MO、CD、DVDなど)を用いた運用を極力行わないこととする。電子記憶媒体を使用する場合は定められた担当者のみが作業を行うこととする。担当者は電子記憶媒体を使った事務が完了したら、定められた保管場所で施錠管理するよう徹底し、漏えい・紛失を防止する。また、保管状況については定期的に監査部門がチェックし、漏えい・紛失がないかチェックする。</li> <li>・電子データによる特定個人情報の入手は、インターネットにつながるネットワークではなく、限定された回線(入手元のみをつないだ専用線で、庁内に閉じたネットワークなど)を用いている。</li> </ul>
リスクへの対策は十分か	<p>[ 十分である ]</p> <p>&lt;選択肢&gt;            1) 特に力を入れている      2) 十分である            3) 課題が残されている</p>
特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	

3. 特定個人情報の使用	
リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク	
宛名システム等における措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市で定める個人番号利用事務実施者以外(税務事務実施者以外)から特定個人情報の要求があった場合は、個人番号と個人情報の紐付けが行われないようシステムでアクセス制御を行っている。</li> <li>・宛名システムにおいては個別業務において管理する特定個人情報を保持しない。</li> <li>・許可された特定の端末だけが、特定個人情報ファイルにアクセスすることができるよう、制御を行っている。</li> </ul>
事務で使用するその他のシステムにおける措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個人住民税システムから他のシステムへの特定個人情報の連携は必要となる情報のみに制限し、必要のない情報との紐付けは行われないよう制限する。</li> <li>・個人住民税システムには、個人住民税業務に関係のない情報を保有しない。</li> <li>・許可された特定の端末だけが、特定個人情報ファイルにアクセスすることができるよう、制御を行っている。</li> </ul>
その他の措置の内容	個人住民税事務では、情報提供ネットワークシステムを通じた照会により、障害者手帳等情報、所得情報、扶養関係情報を取得する。その際に個人住民税事務に必要な取得が行われないよう、職員に対する教育を徹底する。
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]      <選択肢> 1) 特に力を入れている      2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	[ 行っている ]      <選択肢> 1) 行っている      2) 行っていない
具体的な管理方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個人住民税システムを利用する必要がある職員を特定するとともに、当該職員の職責によりアクセス権限を設定しており、個人ごとにユーザIDを割り当て、ID及びパスワードによる認証並びに生体認証を行う。</li> <li>・また、成りすましによる不正を防止する観点から、共用IDの利用を禁止する。</li> <li>・許可された特定の端末だけが、特定個人情報ファイルにアクセスすることができるよう、制御を行っている。</li> </ul>
アクセス権限の発効・失効の管理	[ 行っている ]      <選択肢> 1) 行っている      2) 行っていない
具体的な管理方法	<p><b>【発効管理】</b> 個人住民税の事務実施者にユーザIDを発効する。また発効されたユーザIDごとにアクセス権限を設定する。</p> <p><b>【失効管理】</b> ユーザ権限を的確に失効させるため、人事異動情報を取得し、定期的にユーザIDの失効管理事務を行う。また、非正規職員のユーザIDについては有効期限を設定し、期限到来により自動的に失効する。</p> <p>なお、上記発効管理・失効管理においては、情報システム管理部門の担当者が、定期的に人事異動情報を基にメンテナンスを実施する。</p>
アクセス権限の管理	[ 行っている ]      <選択肢> 1) 行っている      2) 行っていない
具体的な管理方法	・人事異動情報を基に権限表を作成し、権限表をもとに適正な発効管理・失効管理を行う。
特定個人情報の使用の記録	[ 記録を残している ]      <選択肢> 1) 記録を残している      2) 記録を残していない
具体的な方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個人住民税システム内での特定個人情報の更新・参照・発行の記録を操作履歴(アクセスログ)として保管する。</li> <li>・アクセス記録項目:処理日時、職員情報、部署情報、端末情報、処理事由、宛名番号、処理内容など</li> <li>・アクセス記録は、7年間分による保管・管理を行う。</li> </ul> <p>不正な操作、アクセスがないことを操作履歴により適時確認し、不正な操作の疑いがある場合は、申請文書等との整合性を分析・確認し、その結果を管理責任者に報告する。</p>
その他の措置の内容	
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]      <選択肢> 1) 特に力を入れている      2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3: 従業者が事務外で使用するリスク	
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・システムの操作履歴(操作ログ)を記録する。</li> <li>・業務上必要のない検索又は抽出が行われた(行われている)兆候を把握した場合は、担当者(該当者)へのヒアリングを実施する。</li> <li>・システム利用職員への研修会において、事務外利用禁止について徹底を図る。</li> <li>・職員以外の委託先等には、当該事項についての誓約書の提出を求める。</li> </ul>
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]      <選択肢> 1) 特に力を入れている      2) 十分である 3) 課題が残されている

リスク4： 特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク	
リスクに対する措置の内容	<p>【職員端末】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・システムからの抽出データには個人番号を含めないことで、端末に特定個人情報ファイルが作成されないようにしている。</li> <li>・職員端末においては、極力個人番号をエクセルファイルなどに保存しないようにしている。（「その他の電子ファイル」の作成を極力行わない）</li> </ul> <p>【サーバ】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・バックアップファイルの取得は入退室管理をしているデータセンタでの作業に限定されている。</li> <li>・システム上、管理権限を与えられた者以外、情報の複製は行えない仕組みとする。</li> <li>・システムのバックアップデータ等には厳重に管理し、権限を持った者のみがアクセスできる。</li> </ul> <p>不正な操作、アクセスがないことを操作履歴により適時確認し、不正な操作の疑いがある場合は、申請文書等との整合性を分析・確認し、その結果を管理責任者に報告する。</p>
リスクへの対策は十分か	<p>[ 十分である ]</p> <p style="text-align: right;">＜選択肢＞</p> <p>1) 特に力を入れている      2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
<p>その他、特定個人情報の使用にあたり、以下の措置を講じる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・スクリーンセーバ等を利用して、画面の表示に制限をかける。</li> <li>・端末のディスプレイを、来庁者から見えない位置に置く。</li> <li>・情報が表示された画面のハードコピーの取得は、事務処理に必要となる範囲にとどめ、使用後は速やかに裁断処理を行い破棄する。</li> </ul>	



委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[ 定めている ]	<選択肢> 1) 定めている                      2) 定めていない
規定の内容	個人情報(特定個人情報を含む)取扱特記事項 ・個人情報の改ざん、滅失及び損傷の禁止 ・個人情報の漏えいの禁止 ・再委託における条件 ・委託目的以外での個人情報の使用禁止 ・個人情報の複写及び複製の禁止 ・事故発生時における報告義務 ・個人情報が掲載された資料等の返還義務又は廃棄義務 ・事業所内からの個人情報の持出しの禁止 ・個人情報を取り扱う従業員の明確化 ・従業員に対する監督及び教育 ・契約内容の遵守状況に係る報告 ・実地調査の実施	
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている    2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない            4) 再委託していない
具体的な方法	個人情報の取扱いについては、承諾した場合を除き、第三者への委託を禁止し、再委託を受けた者に対しても個人情報取扱特記事項を遵守させる。	
その他の措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている            2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[ ] 提供・移転しない
リスク1： 不正な提供・移転が行われるリスク		
特定個人情報の提供・移転の記録	[ 記録を残している ]	<選択肢> 1) 記録を残している      2) 記録を残していない
具体的な方法	特定個人情報（個人番号、4情報等）の提供・移転を行う際に、提供・移転記録（提供・移転日時、操作者等）をシステム上で管理し、7年分保存する。 なお、システム上、提供・移転に係る処理を行ったものの提供・移転が認められなかった場合についても記録を残す。	
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[ 定めている ]	<選択肢> 1) 定めている      2) 定めていない
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	番号法及び条例の規定に基づき認められる特定個人情報の提供・移転については、具体的に誰に対して何の目的で提供・移転できるのかを整理したマニュアル等を作成し、特定個人情報の提供・移転を行う。	
その他の措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>「サーバ室等への入室権限」及び「特定個人情報ファイルを扱うシステムへのアクセス権限」を有する者を厳格に管理し、情報の持ち出しを制限する。</li> <li>記録媒体を用いて情報を連携する場合には、記録媒体へのデータ出力（書き込み）は権限を有する職員のみが行う。</li> </ul>	
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている      2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2： 不適切な方法で提供・移転が行われるリスク		
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>庁内連携については、専用のネットワークにより不正な提供・移転を防止する。</li> <li>記録媒体へ出力する必要がある場合には、逐一出力の記録を残す。</li> </ul>	
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている      2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3： 誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスク		
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>品質やセキュリティが担保された庁内連携システムのみでの提供・移転に限定している</li> <li>提供・移転に関する庁内連携システムでの十分な検証を行う。</li> </ul>	
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている      2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
<p>庁内連携先の各システムにおける特定個人情報ファイルの取扱いに対するリスク対策は、個人住民税情報ファイルと同様に組織的、人的、物理的及び技術的安全管理措置を講ずる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>組織的安全管理措置については、組織体制の整備、取扱規定等に基づく運用、取扱状況を確認する手段の整備、情報漏えい等の事案に対応する体制の整備、取扱状況の把握及び安全管理措置の見直し等の措置を講ずる。</li> <li>人的安全管理措置については、事務取扱担当者の監督、事務取扱担当者の教育等を実施する。</li> <li>物理的安全管理措置については、特定個人情報等を取り扱う区域の管理、機器及び電子媒体等の盗難等の防止、電子媒体等の取扱いにおける漏えい等の防止、個人番号の削除、機器及び電子媒体等の廃棄等の措置を講ずる。</li> <li>技術的安全管理措置については、アクセス制御、アクセス者の識別と認証、不正アクセス等の防止、情報漏えい等の防止等の措置を講ずる。</li> </ul>		



6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[ ] 接続しない(入手)	[ ] 接続しない(提供)
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	<p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt;            ①情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可照会リスト(※2)との照合を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。            ②中間サーバーの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p> <p>(※1) 情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。            (※2) 番号利用法別表第2及び第19条第15号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。(※3) 中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。</p>		
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<p>&lt;選択肢&gt;            1) 特に力を入れている            2) 十分である            3) 課題が残されている</p>	
リスク2: 安全が保たれない方法によって入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	<p>&lt;中間サーバー・ソフトウェアにおける措置&gt;            ①中間サーバーは、特定個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみ実施できるよう設計されるため、安全性が担保されている。</p> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt;            ①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。            ②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。</p>		
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<p>&lt;選択肢&gt;            1) 特に力を入れている            2) 十分である            3) 課題が残されている</p>	
リスク3: 入手した特定個人情報が不正確であるリスク			
リスクに対する措置の内容	<p>&lt;中間サーバー・ソフトウェアにおける措置&gt;            ①中間サーバーは、特定個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用して、情報提供用個人識別符号により紐付けられた照会対象者に係る特定個人情報を入手するため、正確な照会対象者に係る特定個人情報を入手することが担保されている。</p>		
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<p>&lt;選択肢&gt;            1) 特に力を入れている            2) 十分である            3) 課題が残されている</p>	
リスク4: 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク			
リスクに対する措置の内容	<p>&lt;中間サーバー・ソフトウェアにおける措置&gt;            ①中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみを実施するため、漏えい・紛失のリスクに対応している(※)。            ②既存システムからの接続に対し認証を行い、許可されていないシステムからのアクセスを防止する仕組みを設けている。            ③情報照会が完了又は中断した情報照会結果については、一定期間経過後に当該結果を情報照会機能において自動で削除することにより、特定個人情報が漏えい・紛失するリスクを軽減している。            ④中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p> <p>(※) 中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用して特定個人情報を送信する際、送信する特定個人情報の暗号化を行っており、照会者の中間サーバーでしか復号できない仕組みになっている。そのため、情報提供ネットワークシステムでは復号されないものとなっている。</p> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt;            ①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、漏えい・紛失のリスクに対応している。            ②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。            ③中間サーバー・プラットフォーム事業者の業務は、中間サーバー・プラットフォームの運用、監視・障害対応等であり、業務上、特定個人情報へはアクセスすることはできない。</p>		
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<p>&lt;選択肢&gt;            1) 特に力を入れている            2) 十分である            3) 課題が残されている</p>	

リスク5: 不正な提供が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<p>&lt;中間サーバー・ソフトウェアにおける措置&gt;</p> <p>①情報提供機能(※)により、情報提供ネットワークシステムにおける照会許可照合リストを情報提供ネットワークシステムから入手し、中間サーバーにも格納して、情報提供機能により、照会許可照合リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施している。</p> <p>②情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。</p> <p>③特に慎重な対応が求められる情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。</p> <p>④中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p> <p>(※) 情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の要求の受領及び情報提供を行う機能。</p>
リスクへの対策は十分か	<p>[ 十分である ]</p> <p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている      2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
リスク6: 不適切な方法で提供されるリスク	
リスクに対する措置の内容	<p>&lt;中間サーバー・ソフトウェアにおける措置&gt;</p> <p>①セキュリティ管理機能(※)により、情報提供ネットワークシステムに送信する情報は、情報照会者から受領した暗号化鍵で暗号化を適切に実施した上で提供を行う仕組みになっている。</p> <p>②中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p> <p>(※) 暗号化・復号機能と、鍵情報及び照会許可照合リストを管理する機能。</p> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt;</p> <p>①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、不適切な方法で提供されるリスクに対応している。</p> <p>②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。</p> <p>③中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者においては、特定個人情報に係る業務にはアクセスができないよう管理を行い、不適切な方法での情報提供を行えないよう管理している。</p>
リスクへの対策は十分か	<p>[ 十分である ]</p> <p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている      2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
リスク7: 誤った情報を提供してしまうリスク、誤った相手に提供してしまうリスク	
リスクに対する措置の内容	<p>&lt;中間サーバー・ソフトウェアにおける措置&gt;</p> <p>①情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供許可証と情報照会者への経路情報を受領した上で、情報照会内容に対応した情報提供をすることで、誤った相手に特定個人情報が提供されるリスクに対応している。</p> <p>②情報提供データベース管理機能(※)により、「情報提供データベースへのインポートデータ」の形式チェックと、接続端末の画面表示等により情報提供データベースの内容を確認できる手段を準備することで、誤った特定個人情報を提供してしまうリスクに対応している。</p> <p>③情報提供データベース管理機能では、情報提供データベースの副本データを既存業務システムの原本と照合するためのエクスポートデータを出力する機能を有している。</p> <p>(※) 特定個人情報を副本として保存・管理する機能。</p>
リスクへの対策は十分か	<p>[ 十分である ]</p> <p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている      2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
<p>&lt;中間サーバー・ソフトウェアにおける措置&gt;</p> <p>①中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p> <p>②情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。</p> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt;</p> <p>①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。</p> <p>②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。</p> <p>③中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。</p> <p>④特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者における情報漏えい等のリスクを可能な限り排除する。</p>	

7. 特定個人情報の保管・消去		
リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク		
①NISC政府機関統一基準群	[ 政府機関ではない ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて遵守している 2) 十分に遵守している 3) 十分に遵守していない 4) 政府機関ではない
②安全管理体制	[ 十分に整備している ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない
③安全管理規程	[ 十分に整備している ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない
④安全管理体制・規程の職員への周知	[ 十分に周知している ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて周知している 2) 十分に周知している 3) 十分に周知していない
⑤物理的対策	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
	具体的な対策の内容	<p>&lt;長野市における措置&gt; セキュリティゲートにて入退館管理をしている建物の中で、さらに入退室管理を行っている部屋にサーバを設置する。</p> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt; ・中間サーバー・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施錠管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。 ・作業のため、データセンター内で電子記録媒体等の機器類の持ち込み・持出しをする場合は、事前に管理責任者に申請をし、承認を得ることとする。</p>
⑥技術的対策	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
	具体的な対策の内容	<p>&lt;長野市における措置&gt; ・不正プログラム対策 コンピュータウイルス監視ソフトを使用し、サーバ・端末双方でウイルスチェックを実施する。また、新種の不正プログラムに対応するために、ウイルスパターンファイルは定期的に更新し、可能な限り最新のものを使用する。 ・不正アクセス対策 不正な外部からのアクセスについてはファイアウォールで遮断する。</p> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt; ①中間サーバー・プラットフォームではUTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。 ②中間サーバー・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ③導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。</p>
⑦バックアップ	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
⑧事故発生時手順の策定・周知	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
	その内容	
	再発防止策の内容	
⑩死者の個人番号	[ 保管している ]	<選択肢> 1) 保管している 2) 保管していない
	具体的な保管方法	死者の特定個人情報は、生存する個人の特定個人情報と分けて管理しないため、「Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策」において示す、生存する個人の特定個人情報ファイルと同様の管理を行う。
その他の措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

リスク2: 特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスク	
リスクに対する措置の内容	・保存期間を超過した特定個人情報については、適時に個人住民税システムの処理にて消去する。
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]      <選択肢> 1) 特に力を入れている      2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3: 特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク	
消去手順	[ 定めている ]      <選択肢> 1) 定めている      2) 定めていない
手順の内容	<p>・保存期間を超過したデータベースに格納された特定個人情報については、個人住民税システムの処理にて消去する。</p> <p>・磁気ディスクの廃棄時は、要領・手順書等に基づき、内容の消去、破壊等を行うとともに、磁気ディスク管理簿にその記録を残す。また、専用ソフトによるフォーマット、物理的粉砕等を行うことにより、内容を読み出すことができないようにする。</p> <p>・紙帳票については、要領・手順書等に基づき、帳票管理簿等を作成し、受渡し、保管及び廃棄の運用が適切になされていることを適時確認するとともに、その記録を残す。廃棄時には、要領・手順書等に基づき、裁断、溶解等を行うとともに、帳票管理簿等にその記録を残す。</p>
その他の措置の内容	
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]      <選択肢> 1) 特に力を入れている      2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	

## IV その他のリスク対策 ※

1. 監査		
①自己点検	[ 十分にしている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分にしている 3) 十分にしていない
具体的なチェック方法		<長野市における措置> 担当部署内においてチェックリストによる自己点検を年1回実施し、運用状況を確認する。  <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> 運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、定期的に自己点検を実施することとしている。
②監査	[ 十分にしている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分にしている 3) 十分にしていない
具体的な内容		<長野市における措置> 個人情報保護、情報セキュリティ担当部署が以下の観点により内部監査を年1回実施し、その監査の結果を踏まえて体制や規定を改善していく。 ・評価書記載事項と運用実態のチェック ・個人情報保護に関する規定、体制整備 ・個人情報保護に関する人的安全管理措置 ・職員の役割責任の明確化、安全管理措置の周知・教育 ・個人情報保護に関する技術的安全管理措置  <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームについて、定期的に監査を行うこととしている。
2. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[ 十分にしている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分にしている 3) 十分にっていない
具体的な方法		<長野市における措置> ・全職員を対象に情報セキュリティについて自己点検、eラーニング等を通じ継続的に教育・啓発を実施する。 ・違反行為を行った者には、指導を行い、違反行為の内容によっては、懲戒処分の対象となる。 ・委託業者に対しては、契約内容に個人情報保護に関する研修の実施を義務付け、秘密保持契約を締結する。  <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、セキュリティ研修等を実施することとしている。 ②中間サーバー・プラットフォームの業務に就く場合は、運用規則等について研修を行うこととしている。
3. その他のリスク対策		
<中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。		



## V 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	総務部 庶務課 情報管理室 380-8512 長野市大字鶴賀緑町1613番地
②請求方法	指定様式による書面の提出により開示・訂正・利用停止請求を受け付ける
特記事項	
③手数料等	[ 無料 ] <span style="float: right;">&lt;選択肢&gt; 1) 有料 2) 無料</span> (手数料額、納付方法: 閲覧は無料。ただし、写しの交付を希望する場合は、写しの作成及び送付に要する費用について実費負担。)
④個人情報ファイル簿の公表	[ 行っている ] <span style="float: right;">&lt;選択肢&gt; 1) 行っている 2) 行っていない</span>
個人情報ファイル名	個人住民税情報ファイル
公表場所	総務部 庶務課 情報管理室
⑤法令による特別の手続	
⑥個人情報ファイル簿への不記載等	
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	財政部 市民税課 380-8512 長野市大字鶴賀緑町1613番地 電話番号 026-224-5017
②対応方法	問い合わせを受け付けた際は、対応内容について記録を残す。

## VI 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	令和2年11月1日
②しきい値判断結果	[ 基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる ] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 3) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 4) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に全項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取	
①方法	—
②実施日・期間	—
③期間を短縮する特段の理由	—
④主な意見の内容	—
⑤評価書への反映	—
3. 第三者点検	
①実施日	令和2年12月16日
②方法	長野市個人情報保護審査会において実施
③結果	長野市個人情報保護審査会において、個人住民税に関する事務の全項目評価書(案)について特定個人情報保護評価指針に基づき、適合性及び妥当性の2つの観点から審査を行い、懸念する事項は認められない。
4. 個人情報保護委員会の承認【行政機関等のみ】	
①提出日	
②個人情報保護委員会による審査	

(別紙1) 番号法第19条第7号別表第二に定める事務

提供先 No.	提供先 (別表第二の第一欄の情報照会者)	①法令上 の根拠(別 表第二の 項番)	②提供先における用途 (別表第二の第二欄に掲げる事務)
1	厚生労働大臣	1	健康保険法第五条第二項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた健康保険に関する事務であって主務省令で定めるもの
2	全国健康保険協会	2	健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
3	健康保険組合	3	健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
4	厚生労働大臣	4	船員保険法第四条第二項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた船員保険に関する事務であって主務省令で定めるもの
5	全国健康保険協会	6	船員保険法による保険給付又は平成十九年法律第三十号附則第三十九条の規定によりなお従前の例によるものとされた平成十九年法律第三十号第四条の規定による改正前の船員保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
6	都道府県知事	8	児童福祉法による里親の認定、養育里親の登録又は障害児入所給付費、高額障害児入所給付費若しくは特定入所障害児食費等給付費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
7	都道府県知事	9	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
8	市町村長	11	児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給又は障害福祉サービスの提供に関する事務であって主務省令で定めるもの
9	都道府県知事又は市町村長	16	児童福祉法による負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
10	市町村長	18	予防接種法による給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
11	市町村長	20	身体障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
12	都道府県知事	23	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による入院措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
13	都道府県知事等	26	生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
14	市町村長	27	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
15	都道府県知事	28	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
16	厚生労働大臣又は共済組合等	29	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
17	公営住宅法第二条第十六号に規定する事業主体である都道府県知事又は市町村長	31	公営住宅法による公営住宅の管理に関する事務であって主務省令で定めるもの
18	日本私立学校振興・共済事業団	34	私立学校教職員共済法による短期給付又は年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
19	厚生労働大臣又は共済組合等	35	厚生年金保険法による年金である保険給付又は一時金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
20	文部科学大臣又は都道府県教育委員会	37	特別支援学校への就学奨励に関する法律による特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する事務であって主務省令で定めるもの
21	都道府県教育委員会又は市町村教育委員会	38	学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する事務であって主務省令で定めるもの
22	国家公務員共済組合	39	国家公務員共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
23	国家公務員共済組合連合会	40	国家公務員共済組合法又は国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法による年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
24	市町村長又は国民健康保険組合	42	国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの

(別紙1) 番号法第19条第7号別表第二に定める事務

提供先 No.	提供先 (別表第二の第一欄の情報照会者)	①法令上 の根拠(別 表第二の 項番)	②提供先における用途 (別表第二の第二欄に掲げる事務)
25	厚生労働大臣	48	国民年金法による年金である給付若しくは一時金の支給、保険料の納付に関する処分又は保険料その他徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
26	市町村長	53	知的障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
27	住宅地区改良法第二条第二項に規定する施行者である都道府県知事又は市町村長	54	住宅地区改良法による改良住宅の管理若しくは家賃若しくは敷金の決定若しくは変更又は収入超過者に対する措置に関する事務であって主務省令で定めるもの
28	都道府県知事等	57	児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
29	地方公務員共済組合	58	地方公務員等共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
30	地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会	59	地方公務員等共済組合法又は地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法による年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
31	市町村長	61	老人福祉法による福祉の措置に関する事務であって主務省令で定めるもの
32	市町村長	62	老人福祉法による費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
33	都道府県知事	63	母子及び父子並びに寡婦福祉法による償還未済額の免除又は資金の貸付けに関する事務であって主務省令で定めるもの
34	都道府県知事又は市町村長	64	母子及び父子並びに寡婦福祉法による配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの又は寡婦についての便宜の供与に関する事務であって主務省令で定めるもの
35	都道府県知事等	65	母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
36	厚生労働大臣又は都道府県知事	66	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
37	都道府県知事等	67	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は昭和六十年法律第三十四号附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
38	市町村長	70	母子保健法による費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
39	厚生労働大臣又は都道府県知事	71	労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律による職業転換給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
40	市町村長(児童手当法第十七条第一項の表の下欄に掲げる者を含む。)	74	児童手当法による児童手当又は特例給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
41	後期高齢者医療広域連合	80	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
42	厚生労働大臣	84	昭和六十年法律第三十四号附則第八十七条第二項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
43	特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律第十八条第二項に規定する賃貸住宅の建設及び管理を行う都道府県知事又は市町村	85の2	特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律による賃貸住宅の管理に関する事務であって主務省令で定めるもの
44	都道府県知事等	87	中国残留邦人等支援給付等の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
45	厚生労働大臣	91	平成八年法律第八十二号附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
46	平成八年法律第八十二号附則第三十二条第二項に規定する存続組合又は平成八年法律第八十二号附則第四十八条第一項に規定する指定基金	92	平成八年法律第八十二号による年金である長期給付又は年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
47	市町村長	94	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの

(別紙1) 番号法第19条第7号別表第二に定める事務

提供先 No.	提供先 (別表第二の第一欄の情報照会者)	①法令上 の根拠(別 表第二の 項番)	②提供先における用途 (別表第二の第二欄に掲げる事務)
48	都道府県知事又は保健所を設置する市の長	97	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による費用の負担又は療養費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
49	厚生労働大臣	101	厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
50	農林漁業団体職員共済組合	102	厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律による年金である給付(同法附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金を除く。)若しくは一時金の支給又は特例業務負担金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
51	独立行政法人農業者年金基金	103	独立行政法人農業者年金基金法による農業者年金事業の給付の支給若しくは保険料その他徴収金の徴収又は同法附則第六条第一項第一号の規定により独立行政法人農業者年金基金が行うものとされた平成十三年法律第三十九号による改正前の農業者年金基金法若しくは平成二年法律第二十一号による改正前の農業者年金基金法による給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
52	独立行政法人日本学生支援機構	106	独立行政法人日本学生支援機構法による学資の貸与及び支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
53	厚生労働大臣	107	特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律による特別障害給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
54	都道府県知事又は市町村長	108	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの
55	文部科学大臣、都道府県知事又は都道府県教育委員会	113	高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
56	厚生労働大臣	114	職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律による職業訓練受講給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
57	平成二十三年法律第五十六号附則第二十三条第一項第三号に規定する存続共済会	115	平成二十三年法律第五十六号による年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
58	市町村長	116	子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付若しくは子育てのための施設等利用給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの
59	厚生労働大臣	117	年金生活者支援給付金の支給に関する法律による年金生活者支援給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
60	都道府県知事	120	難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの



### (別添3) 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年1月4日	I 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	(5)資料の取り込み ①上記(1)～(2)の紙資料については、データパンチ事業者へ外部委託し、データファイル化する。 ②上記(1)～(3)の電子データについては、システム内に取り込みを行う。 ③上記(3)、(4)の紙資料については、システムにオンライン入力する。	(5)資料の取り込み ①上記(1)、(2)、(4)の紙資料については、データパンチ事業者へ外部委託し、データファイル化する。 ②上記(1)～(3)の電子データについては、システム内に取り込みを行う。 ③上記(3)の紙資料については、システムにオンライン入力する。	事後	法改正、税システム移行、業務運用の見直し、変更などにより、検討、検証、確認等のため、事前提出が行えなかったもの
平成28年4月1日	I 基本情報 7. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	課長 田口 裕一	課長 丸野 純一	事後	重大な変更には当たらない。
平成29年1月4日	I 基本情報 (別添1)事務の内容	(備考) ① 課税資料(確定申告書、給与支払報告書、公的年金等支払報告書、住民税申告書)を受け付け、個人住民税システムへ取り込む。紙資料についてはデータパンチ事業者へ電子ファイル化(パンチ作業)を委託し、作成された電子ファイルを個人住民税システムに取り込む。また住民税申告書については記載内容をオンラインで入力する。 ⑧ 調査により申告情報に誤りがあることが判明した場合等、資料連絡せん(317条通知)内容を扶養是正データとしてeLTAXを介して税務署へ送信する。	(備考) ① 課税資料(確定申告書、給与支払報告書、公的年金等支払報告書、住民税申告書)を受け付け、個人住民税システムへ取り込む。紙資料についてはデータパンチ事業者へ電子ファイル化(パンチ作業)を委託し、作成された電子ファイルを個人住民税システムに取り込む。 ⑧ 調査により申告情報に誤りがあることが判明した場合等、扶養是正データとしてeLTAXを介して税務署へ送信する。	事後	法改正、税システム移行、業務運用の見直し、変更などにより、検討、検証、確認等のため、事前提出が行えなかったもの
平成29年1月4日	(別添1)事務内容	①申告情報(住民税申告書)については、システムにオンライン入力する。 ④税額通知書・変更通知書(特別徴収) ④税額通知書・変更通知書(普通徴収/年金徴収)	①データパンチ事業者へ外部委託し、データファイル化する。 ④住民あて税額通知書・変更通知書には特定個人情報を記載していない	事後	税システム移行、業務運用の見直し、変更などにより、検討、検証、確認等のため、事前提出が行えなかったもの
平成28年1月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ⑤保有開始日	平成28年1月1日予定	平成28年1月1日	事後	重大な変更には当たらない。
平成29年4月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ①入手元	[○]評価実施機関内の他部署(戸籍・住民記録課、国民健康保険課、介護保険課、高齢者福祉課、生活支援課、障害福祉課)	[○]評価実施機関内の他部署(市民窓口課、国民健康保険課、介護保険課、高齢者福祉課、生活支援課、障害福祉課)	事後	重大な変更には当たらない。 組織の名称変更。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年1月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ③入手の時期・頻度	【年金保険者からeLTAXを介して入手】 ・年金特別徴収対象者情報・・・5月 ・特別徴収税額通知の処理結果通知・・・9月 ・特別徴収処理停止通知の処理結果通知・・・年12回 ・特別徴収結果通知・・・年6回(偶数月)	【年金保険者からeLTAXを介して入手】 ・年金特別徴収対象者情報・・・5月 ・特別徴収税額通知の処理結果通知・・・9月 ・特別徴収処理停止通知の処理結果通知・・・年12回 ・特別徴収結果通知・・・年6回(奇数月)	事後	重大な変更には当たらない。
平成28年1月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ④入手に係る妥当性	【本人又は本人の代理人、民間事業者からの入手】 ・給与支払報告書(地方税法第317条の6)、公的年金等支払報告書(地方税法第317条の6第4項)、住民税申告書(地方税法第294条)については提出先は市町村であり、今後、地方税法施行規則等で様式に個人番号が追記される旨が明記されると思われる。申告時期については上記地方税法の条文にて明記されている。 ・確定申告書については、本人から国税庁(税務署)へ提出されるが、国税通則法第124条により確定申告書等の様式に個人番号を追加する旨が明記されている。なお、確定申告書については国税連携がなされており、市町村においてeLTAXより入手が可能である。(番号法第19条第8号)  【他機関より入手】 地方税法第321条の7の3において、年金保険者による市町村に対する通知に「その他総務省で定める事項」が追加される旨が記載されており、個人番号が追加される見込みである。時期についても同上の条文により明記されている。	【本人又は本人の代理人、民間事業者からの入手】 ・給与支払報告書(地方税法第317条の6)、公的年金等支払報告書(地方税法第317条の6第4項)、住民税申告書(地方税法第294条)については提出先は市町村であり、地方税法施行規則で定められている様式に個人番号の記載が明記されている。また、申告時期については上記地方税法の条文にて明記されている。 ・確定申告書については、本人から国税庁(税務署)へ提出されるが、国税通則法第124条により確定申告書等の様式に個人番号の記載が明記されている。なお、確定申告書については国税連携がなされており、市町村においてeLTAXより入手が可能である。(番号法第19条第8号)  【他機関より入手】 地方税法第321条の7の3において、年金保険者による市町村に対する通知に「その他総務省で定める事項」として、個人番号が明記されている。	事後	重大な変更には当たらない。 法改正に基づくもの
平成28年1月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑤本人への明示	【本人又は本人の代理人、民間事業者からの入手】 「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成25年5月31日)」により、以下に示す関係法律の一部改正が実施される。この改正により税務関係書類に個人番号の記載を求める措置が規定されている。	【本人又は本人の代理人、民間事業者からの入手】 「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成25年5月31日)」により、以下に示す関係法律の一部改正が実施され、この改正により税務関係書類に個人番号の記載を求める措置が規定されている。	事後	重大な変更には当たらない。 法改正に基づくもの

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年1月4日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1 ⑥委託先名	委託先にはついては、未定。	株式会社 電算	事後	重大な変更には当たらない。
平成29年1月4日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑧使用方法	3. 課税決定事務 ・資料併合時に同一人の資料が複数存在する場合、個人番号を名寄せ判断として利用する。	3. 課税決定事務 ・資料併合時に同一人の資料が複数存在する場合、個人番号を名寄せ判断として利用する。 ・税額通知書に記載する。	事後	重大な変更には当たらない。 法改正に基づくもの
平成29年1月4日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2 ⑥委託先名	委託先にはついては、未定。	株式会社 電算	事後	重大な変更には当たらない。
平成29年1月4日	III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) リスク4: 入手の際に特定個人情報漏えい・紛失するリスクに対する措置の内容	【電子データに対する措置】 特定個人情報を入手する際に、下記事項について職員に対する教育を徹底する。  ・特定個人情報が記録された電子データについては、電子記憶媒体(MO、CD、DVDなど)を用いた運用を極力行わないこととする。電子記憶媒体を使用する場合は定められた担当者のみが作業を行うこととする。担当者は電子記憶媒体を使った事務が完了したら、速やかに電子記憶媒体から電子データを消去し、作業状況を記録する。電子媒体による作業状況については定期的に監査部門がチェックし、漏えい・紛失がないかチェックする。	【電子データに対する措置】 特定個人情報を入手する際に、下記事項について職員に対する教育を徹底する。  ・特定個人情報が記録された電子データについては、電子記憶媒体(MO、CD、DVDなど)を用いた運用を極力行わないこととする。電子記憶媒体を使用する場合は定められた担当者のみが作業を行うこととする。担当者は電子記憶媒体を使った事務が完了したら、定められた保管場所で施錠管理するよう徹底し、漏えい・紛失を防止する。また、保管状況については定期的に監査部門がチェックし、漏えい・紛失がないかチェックする。	事後	法改正、税システム移行、業務運用の見直し、変更などにより、検討、検証、確認等のため、事前提出が行えなかったもの

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年11月13日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の使用リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクその他の措置の内容	個人住民税事務では、情報提供ネットワークシステムを通じた照会により生活保護受給情報、障害者手帳等情報、所得情報、扶養関係情報を取得する。その際に個人住民税事務に必要な取得が行われないよう、職員に対する教育を徹底する。	個人住民税事務では、情報提供ネットワークシステムを通じた照会により、障害者手帳等情報、所得情報、扶養関係情報を取得する。その際に個人住民税事務に必要な取得が行われないよう、職員に対する教育を徹底する。	事後	法改正、税システム移行、業務運用の見直し、変更などにより、検討、検証、確認等のため、事前提出が行えなかったもの
平成29年1月4日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の使用リスク3: 従業者が事務外で使用するリスク リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・システムの操作履歴(操作ログ)を記録する。</li> <li>・担当者へのヒアリングを実施し、業務上必要のない検索又は抽出が行われていないことを確認する。</li> <li>・システム利用職員への研修会において、事務外利用禁止について徹底を図る。</li> <li>・職員以外の委託先等には、当該事項についての誓約書の提出を求める。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・システムの操作履歴(操作ログ)を記録する。</li> <li>・業務上必要のない検索又は抽出が行われた(行われている)兆候を把握した場合は、担当者(該当者)へのヒアリングを実施する。</li> <li>・システム利用職員への研修会において、事務外利用禁止について徹底を図る。</li> <li>・職員以外の委託先等には、当該事項についての誓約書の提出を求める。</li> </ul>	事後	法改正、税システム移行、業務運用の見直し、変更などにより、検討、検証、確認等のため、事前提出が行えなかったもの
平成27年12月28日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定 規定の内容	<p>個人情報取扱特記事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・個人情報の改ざん、滅失及び損傷の禁止</li> <li>・個人情報の漏えい禁止</li> <li>・再委託の禁止(事前承認した場合を除く。)</li> <li>・委託業務の目的以外での個人情報の使用禁止</li> <li>・個人情報の複写及び複製の禁止</li> <li>・事故発生時における報告義務</li> <li>・個人情報が掲載された資料等の返還義務又は廃棄義務</li> </ul>	<p>個人情報(特定個人情報を含む)取扱特記事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・個人情報の改ざん、滅失及び損傷の禁止</li> <li>・個人情報の漏えいの禁止</li> <li>・再委託における条件</li> <li>・委託目的以外での個人情報の使用禁止</li> <li>・個人情報の複写及び複製の禁止</li> <li>・事故発生時における報告義務</li> <li>・個人情報が掲載された資料等の返還義務又は廃棄義務</li> <li>・事業所内からの個人情報の持出しの禁止</li> <li>・個人情報を取り扱う従業者の明確化</li> <li>・従業者に対する監督及び教育</li> <li>・契約内容の遵守状況に係る報告</li> <li>・実地調査の実施</li> </ul>	事後	法改正、税システム移行、業務運用の見直し、変更などにより、検討、検証、確認等のため、事前提出が行えなかったもの

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年10月1日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム10	新規追加	①証明書発行システム ②1. 連携機能 : 個人住民税システムと証明書情報を連携する。 2. コンビニ交付機能 : コンビニ交付センターからの要求に応答して証明書交付を行う。 ③税務システム	事後	重大な変更には当たらない。 課税内容証明書について、新たにコンビニ交付を開始したことによるもの
平成30年4月1日	I 基本情報 7. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	課長 丸野 純一	課長 竹内 理恵	事後	重大な変更には当たらない。
平成31年2月7日	I 基本情報 7. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	課長 竹内 理恵	課長	事前	
平成30年10月1日	I 基本情報 (別添1)事務の内容	(別添1)事務の内容のイメージ図	(別添1)事務の内容のイメージ図	事後	重大な変更には当たらない。 課税内容証明書のコンビニ交付開始に伴い、図を整理したもの
平成30年4月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ①入手元	[○]評価実施機関内の他部署 (戸籍・住民記録課、国民健康保険課、介護保険課、高齢者福祉課、生活支援課、障害福祉課)	[○]評価実施機関内の他部署 (市民窓口課、国民健康保険課、介護保険課、高齢者活躍支援課、生活支援課、障害福祉課)	事後	重大な変更には当たらない。 組織の名称変更。
平成31年1月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ③入手の時期・頻度	記載事項を追加	【他自治体からの(国税連携システム(eLTAX)による)入手】 他自治体が作成した住民登録外課税通知、寄附金税額控除に係る申告特例通知データ等を地方税ポータルセンタ(eLTAX)を通じて受領している。 ・住民登録外課税通知情報は提出があれば一年を通じて受領している。 ・寄附金税額控除に係る申告特例通知情報は1月に受領する。	事後	重大な変更には当たらない。 eLTAXの機能改善に伴うもの



変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年1月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑧使用方法	2. 課税資料受付事務 ・確定申告書、住民税申告書、給与支払報告書、公的年金等支払報告書に記載された個人番号を取得し、内部識別番号である宛名番号と紐付ける。 ・住登外課税対象者に対して個人住民税の課税を行う場合に、住所地市町村に送付する地方税法第294条第3項通知(住登外課税通知書)に個人番号を記載する。  3. 課税決定事務 ・資料併合時に同一人の資料が複数存在する場合、個人番号を名寄せ判断として利用する。 ・税額通知書に記載する。	2. 課税資料受付事務 ・住所・氏名のほか、個人番号が記載された地方税に係る申告書等データを審査システム(eLTAX)を通じて利用者より受け取る。 ・住所・氏名のほか、個人番号が記載された所得税申告書等データを国税連携システム(eLTAX)を通じて国税庁より受け取る。 ・住所・氏名のほか、個人番号が記載された住民登録外課税通知データ、寄附金税額控除に係る申告特例通知データ等を国税連携システム(eLTAX)を通じて他自治体より受け取る。 ・受け取った電子データを閲覧・印刷する。 ・受け取った電子データを税務システムに登録する。 ・確定申告書、住民税申告書、給与支払報告書、公的年金等支払報告書に記載された個人番号を取得し、内部識別番号である宛名番号と紐付ける。 ・住登外課税対象者に対して個人住民税の課税を行う場合に、住所地市町村に送付する地方税法第294条第3項通知(住登外課税通知書)に個人番号を記載する。  3. 課税決定事務 ・各課税資料の情報を税務システムに登録する。 ・資料併合時に同一人の資料が複数存在する場合、個人番号を名寄せ判断として利用する。 ・税額通知書に記載する。 ・税務システムに登録された情報を基に、個人住民税の賦課及び徴収を行う。	事後	重大な変更には当たらない。 記載事項を補足、整理したものの
平成30年1月15日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1 ⑦再委託の有無 ⑧再委託の許諾方法 ⑨再委託事項	⑦再委託しない	⑦再委託する ⑧書面による再委託の承認申請に基づき承認書を発行する。 ⑨給与支払報告書・年金支払報告書・住民税申告書内容のデータ作成作業の一部	事後	重大な変更には当たらない。 一括再委託は認めていないため。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年4月2日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2 ⑦再委託の有無 ⑧再委託の許諾方法 ⑨再委託事項	⑦再委託しない	⑦再委託する ⑧書面による再委託の承認申請に基づき承認書を発行する。 ⑨当初課税決定後の税額通知書の封入・封かん。	事後	重大な変更には当たらない。 一括再委託は認めていないため。
平成27年8月24日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託の有無	委託する 3件	委託する 4件	事後	重大な変更には当たらない。 記載漏れによるもの。
平成27年8月24日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項4	新規追加 (記載漏れによるもの)	①審査サーバ及び国税連携データ受信サーバの維持管理 ②・対象となる本人の数 10万人以上100万人未満 ・対象となる本人の範囲 審査システムの利用者情報、および、申告書等データ 年金特徴システムの公的年金等支払報告書データ 国税連携システムの申告書等データ ・その妥当性 審査サーバ及び国税連携データ受信サーバについて、委託利用型により利用しているため。 ③10人以上50人未満 ④専用線 ⑤長野市情報公開条例(平成13年9月25日長野市条例第30号)に基づく請求行為により確認することができる。 ⑥株式会社エヌ・ティ・ティ・データ ⑦再委託する ⑧書面による再委託の承認申請に基づき承認書を発行する。 ⑨審査システム業務の利用における現地対応作業	事後	重大な変更には当たらない。 一括再委託は認めていないため。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年9月18日	<p>II 特定個人情報ファイルの概要</p> <p>5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)</p> <p>提供先4</p>	新規追加	<p>提供先4 一般社団法人地方税電子化協議会</p> <p>①番号法施行規則第3条第1項第5号</p> <p>②納税者等から提出された申告書等データの本人確認のため</p> <p>③個人番号、識別番号(納税者ID)、ファイル区分(登録、削除)</p> <p>④10万人以上100万人未満</p> <p>⑤長野市に対して電子申告を行った者のうち、長野市にて本人確認を行った者</p> <p>⑥LGWAN</p> <p>⑦随時</p>	事後	重大な変更には当たらない。 eLTAXの機能改善に伴うもの
平成31年1月1日	<p>II 特定個人情報ファイルの概要</p> <p>5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)</p> <p>提供先5</p>	<p>新規追加</p> <p>(一部記載漏れによるもの)</p>	<p>提出先4 一般社団法人地方税電子化協議会</p> <p>①番号法施行規則第3条第1項第5号</p> <p>②給与支払者から提出された給与支払報告書等データの本人確認</p> <p>③個人番号、識別番号(納税者ID)、ファイル区分(登録、削除)</p> <p>④10万人以上100万人未満</p> <p>⑤個人番号、識別番号(納税者ID)、ファイル区分(登録、削除)</p> <p>⑥LGWAN</p> <p>提供先5 他自治体の長(都道府県及び市区町村)</p> <p>①地方税法第294条第3項、地方税法附則第7条第5項及び第12項</p> <p>②住登外課税通知・寄附金税額控除に係る申告特例通知書：個人住民税の賦課決定に利用するため</p> <p>③住登外課税通知：住登外課税とした旨及び住所、氏名等 寄附金税額控除に係る申告特例通知書：寄付金額及び住所、氏名等</p> <p>④10万人以上100万人未満</p> <p>⑤住登外課税通知：住登外課税とした者 寄附金税額控除に係る申告特例通知書：寄附金税額控除に係る申告の特例の対象となる寄附をした者</p> <p>⑥紙、LGWAN</p> <p>⑦住登外課税通知：6月ほか 随時寄附金税額控除に係る申告特例通知書：1日</p>	事後	重大な変更には当たらない。 eLTAXの機能改善に伴うもの

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年11月1日	I 基本情報 6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(第1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、23、26、27、28、29、31、34、35、37、39、40、42、48、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、119の項)	番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(第1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、26、27、28、29、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120の項)	事後	重大な変更には当たらない。項目の記載漏れ及び項目ずれによるもの。
令和2年11月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先4	一般社団法人地方税電子化協議会	地方税共同機構	事後	重大な変更には当たらない。提供先の団体の変更によるもの。
令和2年11月1日	III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の使用 リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク 宛名システム等における措置の内容	新規追加	許可された特定の端末だけが、特定個人情報ファイルにアクセスすることができるよう、制御を行っている。	事前	再評価における見直しによるもの
令和2年11月1日	III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の使用 リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク 事務で使用するその他のシステムにおける措置の内容	新規追加	許可された特定の端末だけが、特定個人情報ファイルにアクセスすることができるよう、制御を行っている。	事前	再評価における見直しによるもの
令和2年11月1日	III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の使用 リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク ユーザ認証の管理 具体的な管理方法	新規追加	許可された特定の端末だけが、特定個人情報ファイルにアクセスすることができるよう、制御を行っている。	事前	再評価における見直しによるもの

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年11月1日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク 対策 3. 特定個人情報の使用 リスク2: 権限のない者(元 職員、アクセス権限のない職 員等)によって不正に使用され るリスク 特定個人情報の使用の記 録 具体的な方法	不正な操作、アクセスがないことを操作履歴に より適時確認し、不正な操作の疑いがある場合 は、申請文書等との整合性を確認する。	不正な操作、アクセスがないことを操作履歴に より適時確認し、不正な操作の疑いがある場合 は、申請文書等との整合性を分析・確認し、そ の結果を管理責任者に報告する。	事前	再評価における見直しによる もの
令和2年11月1日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク 対策 3. 特定個人情報の使用 リスク4: 特定個人情報ファ イルが不正に複製されるリス ク リスクに対する措置の内容	新規追加	不正な操作、アクセスがないことを操作履歴に より適時確認し、不正な操作の疑いがある場合 は、申請文書等との整合性を分析・確認し、そ の結果を管理責任者に報告する。	事前	再評価における見直しによる もの
令和2年11月1日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク 対策 4. 特定個人情報ファイルの取 扱いの委託 情報保護管理体制の確認	新規追加	委託契約の締結後は、必要に応じて実地の監 査、調査等を行うことにより、特定個人情報の取 扱状況の把握、情報保護管理体制の把握を行 う。	事前	再評価における見直しによる もの
令和2年11月1日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク 対策 7. 特定個人情報の保管・消 去 リスク1: 特定個人情報の 漏えい・滅失・毀損リスク ⑤物理的対策 具体的な対策の内容 ＜中間サーバ・プラット フォームにおける措置＞	新規追加	作業のため、データセンター内で電子記録媒体 等の機器類の持込み・持出しをする場合は、事 前に管理責任者に申請をし、承認を得ることと する。	事前	再評価における見直しによる もの



変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年11月1日	VI 評価実施手続 1. 基礎項目評価 ①実施日	平成27年7月10日	令和2年11月1日	事前	再評価によるもの
令和2年11月1日	VI 評価実施手続 2. 国民・住民等からの意見の聴取 ①方法	本庁(情報政策課・市民税課・行政資料コーナー)及び各支所に配置し、広報紙、ホームページ等を通じて意見募集(パブリックコメント)を行う。	削除	事前	再評価によるもの
令和2年11月1日	VI 評価実施手続 2. 国民・住民等からの意見の聴取 ②実施日・期間	平成27年10月1日から平成27年11月2日までの33日間	削除	事前	再評価によるもの
令和2年11月1日	VI 評価実施手続 2. 国民・住民等からの意見の聴取 ④主な意見の内容	特になし	削除	事前	再評価によるもの
令和2年12月16日	VI 評価実施手続 3. 第三者点検 ①実施日	平成27年11月6日	令和2年12月16日	事前	再評価によるもの
令和2年12月16日	VI 評価実施手続 3. 第三者点検 ③結果	長野市個人情報保護審査会において、個人住民税に関する事務の全項目評価書(案)について特定個人情報保護評価指針に基づき、適合性及び妥当性の2つの観点から審査を行い、懸念する事項は認められない。 ただし、以下の事項について、適正に実施することを希望する。 ・個人情報の取り扱いについての慎重かつ指針を遵守した運用 ・運用状況についての定期的な事後評価及び改善	長野市個人情報保護審査会において、個人住民税に関する事務の全項目評価書(案)について特定個人情報保護評価指針に基づき、適合性及び妥当性の2つの観点から審査を行い、懸念する事項は認められない。	事前	再評価によるもの

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年9月1日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム8 ②システムの機能	4. 情報提供機能 :各業務で管理している番号法第19条第7号別表第二の提供業務情報を受領し、中間サーバーへの情報提供を行う。	4. 情報提供機能 :各業務で管理している番号利用法第19条第8号別表第二の提供業務情報を受領し、中間サーバーへの情報提供を行う。	事前	法律の略称変更及び号ずれによるもの
令和3年9月1日	I 基本情報 5. 個人番号の利用 ※ 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の16の項	番号利用法第9条第1項 別表第一の16の項	事前	法律の略称変更によるもの
令和3年9月1日	I 基本情報 6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(第1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、26、27、28、29、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120の項)	番号利用法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(第1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、26、27、28、29、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120の項)	事前	法律の略称変更及び号ずれによるもの

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年9月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ④入手に係る妥当性	<p>【本人又は本人の代理人、民間事業者からの入手】</p> <p>・確定申告書については、本人から国税庁(税務署)へ提出されるが、国税通則法第124条により確定申告書等の様式に個人番号の記載が明記されている。なお、確定申告書については国税連携がなされており、市町村においてeLTAXより入手が可能である。(番号法第19条第8号)</p> <p>【庁内連携により入手】</p> <p>番号法第14条、14条第2項において個人番号利用事務実施者は他の個人番号利用事務等実施者に対して個人番号の提供を求めることができることとされている。このため個人住民税事務において必要な時期に情報を入手するものである。</p> <p>【地方公共団体情報システム機構からの入手】</p> <p>・番号法第14条第2項において明記されている。ただし通常の日常業務ではなく、調査が必要になった場合に入手する。</p> <p>【情報提供ネットワークシステムにより入手】</p> <p>・番号法第19条第7号において明記されている。調査事務が必要になった都度、情報提供ネット</p>	<p>【本人又は本人の代理人、民間事業者からの入手】</p> <p>・確定申告書については、本人から国税庁(税務署)へ提出されるが、国税通則法第124条により確定申告書等の様式に個人番号の記載が明記されている。なお、確定申告書については国税連携がなされており、市町村においてeLTAXより入手が可能である。(番号利用法第19条第9号)</p> <p>【庁内連携により入手】</p> <p>番号利用法第14条、14条第2項において個人番号利用事務実施者は他の個人番号利用事務等実施者に対して個人番号の提供を求めることができることとされている。このため個人住民税事務において必要な時期に情報を入手するものである。</p> <p>【地方公共団体情報システム機構からの入手】</p> <p>・番号利用法第14条第2項において明記されている。ただし通常の日常業務ではなく、調査が必要になった場合に入手する。</p> <p>【情報提供ネットワークシステムにより入手】</p> <p>・番号利用法第19条第8号において明記されている。調査事務が必要になった都度、情報提供</p>	事前	法律の略称変更及び号ずれによるもの
令和3年9月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑤本人への明示	<p>【庁内連携により入手】</p> <p>番号法第14条において、本人又は他の個人番号利用事務等実施者に対し個人番号の提供をもとめることができるとあることから、本市住民の個人番号について、既存住基システムより入手可能である。</p> <p>【地方公共団体情報システム機構からの入手】</p> <p>・番号法第14条第2項において、地方公共団体情報システム機構に対し機構保存確認情報の提供を求めることができる旨が規定され、市町村が地方公共団体情報システム機構から機構保存本人確認情報を入手することが明示されている。</p> <p>【情報提供ネットワークシステムにより入手】</p> <p>・番号法第19条第7号において明示されている。</p>	<p>【庁内連携により入手】</p> <p>番号利用法第14条において、本人又は他の個人番号利用事務等実施者に対し個人番号の提供をもとめることができるとあることから、本市住民の個人番号について、既存住基システムより入手可能である。</p> <p>【地方公共団体情報システム機構からの入手】</p> <p>・番号利用法第14条第2項において、地方公共団体情報システム機構に対し機構保存確認情報の提供を求めることができる旨が規定され、市町村が地方公共団体情報システム機構から機構保存本人確認情報を入手することが明示されている。</p> <p>【情報提供ネットワークシステムにより入手】</p> <p>・番号利用法第19条第8号において明示されている。</p>	事前	法律の略称変更及び号ずれによるもの

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年4月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項3 ⑥委託先名	富士通株式会社 長野支店	富士通Japan株式会社 長野支店	事後	社名の変更 重要な変更にあたらぬ
令和3年9月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先1	提供先1: 番号法第19条第7号別表第二の規定による情報照会者(別紙1参照)  ①法令上の根拠: 番号法第19条第7号別表第二(別紙1参照)  ②提供先における用途: 番号法第19条第7号別表第二に定める事務(別紙1参照)  ③提供する情報: 番号法第19条第7号別表第二の主務省令に定める地方税関係情報	提供先1: 番号利用法第19条第8号別表第二の規定による情報照会者(別紙1参照)  ①法令上の根拠: 番号利用法第19条第8号別表第二(別紙1参照)  ②提供先における用途: 番号利用法第19条第8号別表第二に定める事務(別紙1参照)  ③提供する情報: 番号利用法第19条第8号別表第二の主務省令に定める地方税関係情報	事前	法律の略称変更及び号ずれによるもの
令和3年9月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先2 ①法令上の根拠	番号法第19条第8号	番号利用法第19条第9号	事前	法律の略称変更及び号ずれによるもの
令和3年9月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先3	提供先3: 番号法第19条第9号に基づき条例で定める提供先機関  ①法令上の根拠: 番号法第19条第9号に基づき定める条例による。  ②提供先における用途: 番号法第19条第9号に基づき条例で定める提供先における用途。	提供先3: 番号利用法第19条第10号に基づき条例で定める提供先機関  ①法令上の根拠: 番号利用法第19条第10号に基づき定める条例による。  ②提供先における用途: 番号利用法第19条第10号に基づき条例で定める提供先における用途。	事前	法律の略称変更及び号ずれによるもの
令和3年9月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先4 ①法令上の根拠	番号法施行規則第3条第1項第5号	番号利用法施行規則第3条第1項第5号	事前	法律の略称変更によるもの

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年9月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)移転先1	移転先1: 番号法第9条第2項に基づき条例で定める移転先部署  ①法令上の根拠: 番号法第9条第2項に基づき定める条例による。  ②移転先における用途: 番号法第9条第2項に基づき条例で定める移転先における用途。	移転先1: 番号利用法第9条第2項に基づき条例で定める移転先部署  ①法令上の根拠: 番号利用法第9条第2項に基づき定める条例による。  ②移転先における用途: 番号利用法第9条第2項に基づき条例で定める移転先における用途。	事前	法律の略称変更によるもの
令和3年9月1日	(別紙1)番号利用法第19条第8号別表第二に定める事務	(別紙1)番号法第19条第7号別表第二に定める事務	(別紙1)番号利用法第19条第8号別表第二に定める事務	事前	法律の略称変更及び号ずれによるもの
令和3年9月1日	III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)リスク3: 入手した特定個人情報が入不正であるリスク 入手の際の本人確認の措置の内容	①本人から個人番号の提供を求める場合 番号法第16条(本人確認の措置)、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令(平成26年政令第155号)(以下「番号法政令」という。)第12条第1項、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則(以下「番号法施行規則」という。)第1条等の規定に基づき、個人番号カード、通知カードと運転免許証又は旅券等による確認のほか、番号法施行規則第3条3項(第1条第3項を準用)の規定に基づき確認する。  ②代理人から個人番号の提供を求める場合 番号法第16条、番号法政令第12条第2項、番号法施行規則第1条等の規定に基づき、代理人の個人番号カード、通知カードと運転免許証又は旅券等による確認のほか、代理人が税理士である場合には、番号法施行規則第9条2項等の規定に基づき、税務代理権限証書と税理士名簿に記録されている事項等を確認するなどの方法により行う	①本人から個人番号の提供を求める場合 番号利用法第16条(本人確認の措置)、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令(平成26年政令第155号)(以下「番号利用法政令」という。)第12条第1項、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則(以下「番号利用法施行規則」という。)第1条等の規定に基づき、個人番号カード、通知カードと運転免許証又は旅券等による確認のほか、番号利用法施行規則第3条3項(第1条第3項を準用)の規定に基づき確認する。  ②代理人から個人番号の提供を求める場合 番号利用法第16条、番号利用法政令第12条第2項、番号利用法施行規則第1条等の規定に基づき、代理人の個人番号カード、通知カードと運転免許証又は旅券等による確認のほか、代理人が税理士である場合には、番号利用法施行規則第9条2項等の規定に基づき、税務代理権限証書と税理士名簿に記録されている事項等を確認するなどの方法により行う	事前	法律の略称変更によるもの



変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年9月1日	<p>Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策</p> <p>2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)</p> <p>リスク3: 入手した特定個人情報 that 不正確であるリスク</p> <p>個人番号の真正性確認の措置の内容</p>	<p>①本人から個人番号の提供を求める場合</p> <p>番号法第16条、番号法政令第12条第1項、番号法施行規則第1条等の規定に基づき、個人番号カード、通知カードと運転免許証又は旅券等による確認のほか、番号法施行規則第3条3項(第1条第3項を準用)の規定に基づき確認する。</p> <p>②代理人から個人番号の提供を求める場合</p> <p>番号法第16条、番号法政令第12条第2項、番号法施行規則第1条等の規定に基づき、代理人の個人番号カード、通知カードと運転免許証又は旅券等による確認のほか、代理人が税理士である場合においては、番号法施行規則9条2項等の規定に基づき、税務代理権限証書と税理士名簿に記載されている事項等を確認するなどの方法により行う。</p>	<p>①本人から個人番号の提供を求める場合</p> <p>番号利用法第16条、番号利用法政令第12条第1項、番号利用法施行規則第1条等の規定に基づき、個人番号カード、通知カードと運転免許証又は旅券等による確認のほか、番号利用法施行規則第3条3項(第1条第3項を準用)の規定に基づき確認する。</p> <p>②代理人から個人番号の提供を求める場合</p> <p>番号利用法第16条、番号利用法政令第12条第2項、番号利用法施行規則第1条等の規定に基づき、代理人の個人番号カード、通知カードと運転免許証又は旅券等による確認のほか、代理人が税理士である場合においては、番号利用法施行規則9条2項等の規定に基づき、税務代理権限証書と税理士名簿に記載されている事項等を確認するなどの方法により行う。</p>	事前	法律の略称変更によるもの
令和3年9月1日	<p>Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策</p> <p>6. 情報提供ネットワークシステムとの接続</p> <p>リスク1: 目的外の入手が行われるリスク</p> <p>リスクに対する措置の内容</p>	<p>(※2) 番号法別表第2及び第19条第14号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。(※3) 中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。</p>	<p>(※2) 番号利用法別表第2及び第19条第15号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。(※3) 中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。</p>	事前	法律の略称変更及び号ずれによるもの